

## 平成26年第1回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成26年3月11日（火曜日）

---

### ○議事日程

平成26年3月11日（火曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	久 保 潤 爾 君	2 番	橋 本 龍 太 郎 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	清 水 浩 司 君
5 番	藤 村 こ ず え 君	7 番	平 田 豊 民 君
8 番	田 中 敏 靖 君	9 番	中 林 堅 造 君
10 番	三 原 昭 治 君	11 番	山 田 耕 治 君
12 番	重 川 恭 年 君	13 番	高 砂 朋 子 君
14 番	山 本 久 江 君	15 番	安 村 政 治 君
16 番	吉 村 弘 之 君	17 番	上 田 和 夫 君
18 番	松 村 学 君	19 番	田 中 健 次 君
20 番	山 下 和 明 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	安 藤 二 郎 君	23 番	河 杉 憲 二 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	行 重 延 昭 君

---

### ○欠席議員（1名）

6 番 和 田 敏 明 君

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
上下水道事業管理者	浅 田 道 生 君	総 務 部 長	吉 川 祐 司 君
総 務 課 長	林 慎 一 君	財 務 部 長	持 溝 秀 昭 君
生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君	健 康 福 祉 部 長	清 水 敏 男 君
産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君	土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 俊 文 君
入 札 検 査 室 長	福 田 一 夫 君	会 計 管 理 者	木 村 雅 幸 君
教 育 部 長	原 田 知 昭 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	堀 浩 二 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	福 田 直 之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
消 防 長	牛 丸 正 美 君	上 下 水 道 局 次 長	大 田 隆 康 君

---

#### ○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 中 村 郁 夫 君 議 会 事 務 局 次 長 末 岡 靖 君

---

○議長（行重 延昭君） おはようございます。開会に先立ちまして、皆様にお知らせ、またお願いがございます。本日は、御承知のように、3年前の3月11日の東日本大震災を思い出させる重い一日になるわけでございます。したがって、議場の国旗と市旗を半旗として、防府市議会としての弔意をあらわさせていただいております。

また、震災発生時刻の2時46分になりましたら、震災によりお亡くなりになられました方々に対し哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思いますので、御協力をお願い申し上げます。一般質問をそのごころにされておる議員には御迷惑をおかけいたしますが、御理解いただきますようよろしくお願いをしておきます。

---

午前10時 1分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、和田議員であります。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。11番、山田議員、12番、重川議員、御両名をお願い申し上げます。

---

#### 一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしく願いをいたします。

これより質問に入ります。最初は、9番、中林議員。

〔9番 中林 堅造君 登壇〕

○9番（中林 堅造君） おはようございます。私は、「和の会」の中林堅造でございます。きょう、3月11日はあの東北大震災、福島第一原子力発電所事故から3年目に当たっております。多くの犠牲者に御冥福をお祈りいたしますとともに、残された多くの御家族への哀悼の意を改めてささげたいと思っておるところでございます。復興計画の進捗状況がおくれているとの報告が大変気になるところでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

今回は2つの質問になるわけでございます。観光振興について、そして議員の大幅削減についてであります。

最初の質問に入ります。萩藩の天才地理図師、有馬喜惣太の描いた250年前の絵地図「御国廻御行程記」より、観光の資源を発掘していきたいと思っております。

ここにお見せしておるこういう絵地図なんです、この絵地図、行程記といいますが、萩藩の絵図方が作成した防長二国街道絵図の一部、これパンフレットでございます。2年前に手に入ったものでございますが、今回、折しも今津、山下両議員から、NHK大河ドラマ、萩往還における防府市の幕末の遺跡等々の微に入り細をうがった質問がなされ、敬服しておるところでございます。私からは、絵地図に描かれたもろもろの観光資源を取り上げてみたいと思っております。

この行程記は、18世紀中ごろに描かれたもので、実は、先ほど申しましたが、私が2年前にこの絵地図の存在を知りましたが、その前に防府市内の老舗の双月堂さんの包装紙、これに似たようなものがあるということはわかっておりましたが、ようやくそのもとになる絵地図がわかったわけでございます。

その2年前、山口県立美術館におきまして、「おいでませ！山口イヤー観光交流キャンペーン」特別企画として開かれたものの中のパンフレットでございますが、大変美しい、大変興味を引かれるような、ちょっと拡大したものがあるんですが、こういうふうな本当にきれいな絵地図なわけなんです。こういうものを見れば、これは本当にすばらしい地図を描かれた昔の図師がいるもんだなというふうを感じるわけでございます。

これは、防府市におきましては、宮市、三田尻、富海、牟礼、右田、そして台道の小俣、この6カ所の江戸中期の様子を鳥瞰図として描かれているものなわけでございます。

そこで、質問させていただきますが、防府市ではこういった埋もれた、あるいは忘れら

れている観光資源を昨年あたりから取り上げておられるようなところでございます。それから、これからのどう取り上げていこうかというようなことを考えていらっしゃるか、そういうものがあれば、その成果なり、あるいは来年度への取り組みということをお教えいただきたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、絵地図、御行記というんですけど、この件についてお答えします。

萩藩には、藩政に必要な地図や地誌の作成などを担った絵図方という部署があり、獨創性に満ちた多くの絵図を残しています。中でも「御国廻御行程記」は、藩主の御国廻りの道筋を描いた、全七帖の華麗な街道地図の傑作でございます。作成の中心となった有馬喜惣太は、雲谷派に学んだ絵師で、繊細な描写力、美しい彩色から天才絵地図師と言われた技術は、雲谷派が受け継いだ雪舟のわざにあると言えます。

この絵地図の特徴は、木の橋か石の橋かなど、橋の種類までもわかるよう詳細に記されている点であり、また、風景は巡見の方向に沿って展開をし、道の方向が変わると、方位盤の向きを変えて東西南北を示すように描かれています。

家や寺、神社、米蔵、高札場、一里山などには記号が用いられ、しかもこの記号の記入は基本的に印判を使用していることも他藩の絵図にはほとんど見られないものであり、また、一里山の間隔を約70センチメートルとする縮尺も定めるなど、実用的な地図となっております。

このような獨創性に満ちた工夫により、位置情報の正確さ、地点情報の豊富さや、別冊の「寺社旧記」との連携による寺や神社の由来などの情報が読み取れることから、この絵図を活用した観光資源の調査は効果的に行えるのではないかと考えられます。

今年度、緊急雇用事業で実施をしております「観光プロデュース業務」におきまして、市内全域を対象に観光資源化が可能な要素の調査をしているところでございますが、「御国廻御行程記」も対象に加えて、来年度以降、山口短期大学と協働した「まち歩き」による現地踏査を行うこととして、将来的には小・中学校区ごとの「まち歩きマップ」の作成につなげてまいりたいと考えております。

なお、来年度予算に計上しております「大河ドラマ誘客の推進」の中で、明治維新周遊マップなどの作成を予定しておりますので、「御国廻御行程記」の記載内容の検証等を行い、観光資源として掲載可能なものについては活用してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 9 番、中林議員。

○9 番（中林 堅造君） ありがとうございます。より詳しくお伝えをしていただきました。

学生さんたちが町なかに入られて、そしていろいろとまたお声がけをしながら、どうい  
うものかということ町の人たちと一緒に、そういう参考になるような、あるいは遺跡が  
どこにあるのかということをお年寄りの方からしっかりと一言質をとっていただきたいと、  
そういうふうに思っております。

再質問ということではないんですが、私なりに取り上げていただけたらいいかなと、そ  
ういったものを考えておりますので、少し提案させていただけたらと思います。

この行程記は、実は平成元年に山口県の文書館が複製刊行しております、これは防府  
図書館にあるわけでございます。多分、各市町に1冊ずつだったというふうに聞いてはおり  
ます。借りてくるわけにはまいりません。貴重な書物でございます、図書館でもって  
コピーをさせていただくと、そういうことになるわけでございます。

ただ、図書館のコピーは白黒でございますから、先ほどのようなきれいなカラーで出す  
というわけにはいきません。チラシの中から拡大したということでございます。

この行程記、実は縮尺7800分の1というふうに決まっております。ですから、起点  
がわかれば、縮尺をしっかりと見つめて、その距離を出すことができるわけでございます。  
ですから、しっかりした位置は、ある程度正確な形でもって地図に落とし込めるのではな  
いかなというふうに思っております。

萩市には、唐樋札場跡といいますが、そういうおふれ書きが掲げられた高札の場所があ  
るわけでございますが、それは旧街道、いろんなところへ行きますと、高札場のあった位  
置を再現しておられるんですね。ですから、防府にもそういうものがあるんじゃないかな  
というふうに思っておりましたけれども、その手がかりになるものがこの行程記であろ  
うと思います。

私が、萩城下であるし、昔からのそういった萩という、そういう地であるゆえに、防府  
にはないのかなと思っておりましたが、天神様の鳥居前に、現在、駐車場になっておるこ  
ろですが、その道沿いに高札の場の絵が描いてあります。それから、天満屋の位置には、  
これどういうものか私はよくわかりませんが、「天下御物送り番所」なる記述もあります。  
また、御舟倉と住吉神社の近くにも、高札場と番所というのも書き入れてあります。

このように、この行程記、調べ上げてみますと、観光資源に使えるような資源が山と眠っ  
ているように思います。私が見た一里塚、佐々並のほうにあったわけでございますが、そ  
れを見てみますと、なかなかなるほどなという、自然石を使った小さい山の中に、萩より

何里、三田尻まで何里というような、そういう書き方でもって、木塚がつくってありました。

実は、私の家の前の一方通行の道と市長の事務所、その交差点、262号線なんですけど、千日町にも一里塚があったというふうに記されております。262号線が拡幅工事でもって広げられたので、どのあたりになるのかなというふうなところもあるんですが、私が調べさせていただいたら、どうも262号線の東側近くになるというように、「佐波の里」ですか、そういう行程記を調べておられる方々からお聞きをいたしましたら、そういうところだよと教えていただきました。

いろんなところに地域地域、先ほど申しましたように、右田あたり、牟礼あたりにあるんですが、その地域は社会資本総合整備計画というものがあるようですが、その枠外といますか、圏外でございますので、なかなかそういうのをまた見つけ出して、予算にのせていくというのが難しい面はあるんじゃないかなとは思いますが、頭の中に入れていただけたらいいかなというふうに思っております。

以上で、この項については終わりたいと思います。

それでは、議員の大幅削減の項に入りたいと思います。

平成23年1月13日、10時から40分ぐらいだったでしょうか、この議場で防府市の議員定数を現行の27名から17名に改める条例改正案を提出する理由の意見陳述書が述べられました。1,031名の受任者と3万5,578名の署名者を代表されての意見陳述でございました。市長は、単独市制と議員定数半減のマニフェストで市長選挙を戦われ、4度目の市長に市民から選ばれました。

阿部会長——陳述書を述べられた方ですが、阿部会長の意見は次のようでございました。

当日の有権者の33%をいただかれて、選挙に勝たれた。それでも、民意ではないという議員がいた。多くの市民が議員は多過ぎると思っていると感じ、そういったことから、選択肢としては3つはあったんだけど、条例改正の直接請求を選ばれたわけでございます。その活動には、市長は手を出しては困ると。見ざる、言わざる、聞かざるという形でもって、市長にはそういう話をさせてもらったということも述べておられました。

市議会議員は市全域から選ばれている。人口こそが大事であり、面積の大小は本質的な問題ではない。大阪府の大東市の例を挙げて、少数精鋭の議会を望む市民の声とあわせて、そういったものをあわせたものが条例改正の提案の提出の理由であったというふうにおっしゃっております。

加えて、有権者の37%の署名が、全てのリコール可能な33%を上回っている。平成23年4月から施行される議会基本条例には、幅広く市民の意思を反映する、すなわち民

意である3万5,578名の署名を反映する責任が議会にはあると述べておられました。

市長、それでも議会はその条例案を否決し、葬り去ったわけでございますが、私はここを何回か読み返しましたが、やはり最終的には議員の身分にかかわることであると、そういったことを含めた記述をしておられ、そういった身分にかかわることではあるけれども、市民のことを先に考えてほしいと結んでおられます。

3年半前のことになろうかとは思いますが、意見陳述書、市長は今どのように感じていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私のいわば専管の事柄に関する御質問でもございまして、事務方で答弁書をつくることもいたさずに、私も答弁書のないまま、どのように考えておるかという御質問に対して、とりあえずお答えをさせていただきます。

ちょうど4年前でございます。ああした、ほぼ4年前に私は選挙で、既に4年前の今ごろはそのことを申し上げていたわけであります。物事は増やすならば倍、減らすならば半分と、こういう心意気で取りかかっていたらいかねばならないというのが私の若いころからの物の考え方でございましたので、27名を13名とか14名とか、あるいは17名とか20名とかというような形で言うよりは、減らすならば半分と、こういうことで半減という言葉を使わせていただいたということは、本議会におきましても幾度となく述べさせていただいているところであります。

そういう思いの中で、私なりの選挙での訴えを申し上げて、御評価を頂戴したということの中で、27名の半減ということで13.5、すなわち13名ということでの提案をさせていただいたのが4年前の6月議会であるわけでございます。

そして、9月において否決をされましたのを受けて、民間の有志の方々が、当時の法定定数が34でございましたので、その34の半減、すなわち17名とするということでの直接請求をなされたことは、議員が今述べられたとおりであります。

3年前のきょうは大震災でございますが、私はこの3年前の3月の7日、8日ごろに、特別委員会で否決をされ、本会議で否決の暁には、もはや住民投票にお訴えするしかない、こういう強い気持ちで諸準備を实はいたしていただいておりますが、3月11日、まさに3年前のきょうでございますが、あのような大震災に遭遇したわけございまして、千年に一度、あるいは何百年に1回というような国難とも言える一大事において、1市の12万都市の大義がどうであるとか、市民の御意思がどうであるとかということ、市を二分していくような形の住民投票に訴えるべきではないと、こういう思いの中で、私の思

いは胸の中にしまったわけでございます。

したがいまして、私は、極めて重大な民意をお示しをいただいていると、このように今も強く認識をいたしております、私が防府市民であり続ける限りにおいて、このことを私は片時も忘れることはない、極めて大切な民意を数字をもってしっかりと、これはただ単なる投票ということではなく、自署、捺印、生年月日まで記載されてのもので、しかもそれを選挙管理委員会で約1カ月間にわたって審査された上での3万5,500余名の署名簿でございます。極めて重く受けとめているということを申し上げさせていただき、答弁とさせていただきます。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） ありがとうございます。この意見陳述書、私、何度も何度も読み返してみたんですが、ここから、今、市長の話にもありましたけれども、あの意見陳述書、署名をなされた方々、3万5,700名を超える方々のそのお声をこのままにするというようなことがあってはいけないということで、それで27人から25人になったのかなというような気もしなくもないんですが、27人から25人に削減をされた理由が書いてあるわけですね、議会の中で。次のようなことでした。

現在、欠員が2名で、25人で運営ができています。定数削減の民意もあることから、議員定数を27人から25人にする、これが議員定数検討協議会のほうからの理由ということであったようです。定数削減の民意もあることからというこのフレーズが、大変私は大きな意味を持つておると思っています。署名活動の結果が民意であると、まず議会が認めたことになっております。

私は、昨年12月の一般質問で、補欠選挙について自分の意見を申し立てたと思っております。2人欠員でも、首長選挙がなければ、補欠選挙はなかったわけです。ところが、私がこの議会に送り出していただいたのは、1人欠員でした。それでも、市長選挙があったということで、補欠選挙があったわけです。そのおかげで、私はこの議会へ送っていただけたわけですが、それ以外に補欠選挙をするという理由はあるといえ、議員の定数の6分の1を超えた場合ということです。

ですから、25人の6で割ると4.幾らですね。ですから、5人欠員ができれば、補欠選挙をしていいんだということになるんです。ということは、4人であれば、補欠選挙はしなくていい。ということは、法律からして、4人減っても、その4人の減った欠員の状態で議会はやっていきなさいよと、そういうことを示しておると、私はそういうふうに思っております。

これ公職選挙法で決まっておるんですが、ですから25人の6分の1は4人で、ですか



ら首長選挙がなければ、あるいはまた市民の意思が議員の数は21人、4人を減った中でもって議会がしっかりやっていたら、それで議会はやらざるを得ないし、やっていたらなければならない。ということは、21人でもいいんだらうなということになっていくわけです。

これに民意が加われば、そういった理由でもって、定数25人を21人にできると、そういうことで議会はそういった責任をやはり持たなければならない。そうすると、それを繰り返すと、21人の6分の1は3人です。ですから、次は3人減っても元気で頑張っていて、いろんな能力のある議員が出てきて、そしてその中でもって政策、いろんなことをみずから議員が訴えていけるような、そういった議員がしっかり出てくれば、今度は3人減れば18人でやっていると、そういうことになるわけですね。数字がどうだといいますが、そういうあたりになるわけでございます。

そうすると、定数が18人という形になるわけです。市長が先ほど申しておられました半減、すなわち13.5人ということであるわけですが、まさにその定数に近づいていくわけです。

私は、平成24年7月の防府市議会の議員定数検討協議会のお示しになった削減理由、まさに防府市民の署名活動が残した私は金字塔であるんじゃないかなというふうに、そう思っております。

さて、そうなりますと、今度は私が心配しておるのは委員会ですね。1委員会、私は7人までがぎりぎりだらうなということで、21人の、私は、定数であればいいかなというふうに思っておったんですが、18人なら3で割ると大体5人、6人あたりになるわけですが、そうすると最近の委員会、これを私いろいろと、教育民生、あるいは今は総務というような形で見させてもらっておるわけですが、委員外議員の方がやはりたくさんおいでになって、そしてその人たちの意見をこれは言えるわけでございますから、そういったことをしっかり伝えて、委員会で意見を述べられておる。

ですから、五、六人になったというときに、それぞれがかけ持ちで、やはり7人という形でやっていたら、委員会が少なくなるというようなこともないと、そういうふうな気がしておるわけです。かけ持ちをするという委員会方式を改めて今醸成されつつあるかなというふうに思っておるんですが、この感覚は他の議員も感じておられるかなというふうに思っております。

市長の「青眼57号」を見させていただきますと、4年前の選挙での、お示しになられた政策、約束、それが唯一ゼロ%というのがあるんですが、これが今の進捗率ゼロ%であるんですが、それが議員定数の削減というところでございます。31項目のうちの10

0%を達成しておられるのが16項目、それから75%が10項目、50%が2項目というふうになっております。

これからの、ゼロ%というものを市長がどういうふうを考えて、どういうふうに活動をしていかれるのか、我々のほうといたしましても、そういう市長を支えていく身からすれば、ゼロ%という進捗率につきましてはやはり違和感があるかな、そういうふうな気持ちでいっぱいでございますので、最後に市長のほうから何か御意見があればお聞きしたいというふうに思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も、実は市議員を1期4年、県議会議員を3期11年2カ月、通算15年2カ月、議員としての立場をいただき、市政なり県政に参画をさせていただいた人間でございますので、議員さんの深層心理というものはよく理解しているつもりでございます。

私は、市政を担うに当たりまして、真っ先にやらねばならないと思ったことは行財政改革でありまして、これをやらなければ、諸案件、何もできない、本当にうら寂れていく状況での防府市になってしまうと、こういうような危機感の中でさまざまな行政改革を立ち上げさせていただいてきたわけでございます。もちろん、これには市民の理解を得て、やらせていただいたわけでございます。

議員時代から、私の思いの中には、国会議員も地方議員も議員の数が多過ぎるとというのが私の思いの中にございました。首長としてそのようなことを私はこの議場で申し上げたことはほとんどありません。申し上げるとするのは参考として申し上げたぐらいのことで、主張したことはございませんが、約4年前の選挙において、私はこれを市民の皆様方に問いました。問いましたことによって私は落選するであろうと、大方の人が思われたようでございますが、私は当選をさせていただきましたので、私は今度は市民の皆様方のお声を議会にお届けするというお役を頂戴したと、こういうような思いで提案をさせていただいてきたのは、るる申し上げれば切りがございませんので申し上げますが、そういう経過であります。

今、25人になって、また半減、これを私は言うような気持ちはありません。半減、半減の繰り返しをやっていったら、いつまでたっても堂々めぐりにしかならない。27人が25人になっているわけでありますから、今の25人、新しい8名の方々が加わっての25人でございますので、それぞれの御存念がとおりであろうと、私は行財政改革、聖域なき行政改革を掲げていく中に、前回同様、議会の皆様方のしっかりとした御判断を仰いでいかねばならないと、このように基本的に思っているところでありまして、そのことをま

たこのたびの選挙におきましても、しっかりと市民の皆様方にそういうことも仰いでいく考えであるということをお伝えをしながら、御判断を委ねたいと思っているわけでございます。

当選の暁には、議案としてすぐにお出しするのか、あるいは前回のような時間をいたずらにかけていくようなことではなく、また前回のように多くの市民が直接請求という、とうい市民活動をなされた非常に重いこととございますので、私はあの方々の思いというのは、防府市議会におかれても、代はかわっても民意はそこにあるというものを認識いただいておく必要が常にあるのではないかと。したがいまして、新しく任期を頂戴したいずれかの時点で、皆様方に御提示を申し上げ、皆様方の御判断を仰ぎたいと、このように思っているところであります。

現段階において、私が申し上げられることはその程度でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 9番、中林議員。

○9番（中林 堅造君） ありがとうございます。今、大変世の中、まだまだ、アベノミクスがどうだこうだと言っても、経済のほうは大変厳しいということとございます。当面、この経済がきちっと立て直る、そのめどがつけばというような形でもって、それから議員の削減を考えてもいいよという議員がこの中にもたくさんいらっしゃるわけとございまして、そういったあたりの議員の数を減らしていくということの提案というものにつきましても、もうしばらく我々も心の中にとめて考えて進めていけたらいいかなというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（行重 延昭君） 以上で、9番、中林議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、19番、田中健次議員。

〔19番 田中 健次君 登壇〕

○19番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。この議会では、公文書管理条例の制定、個人情報保護に係る問題、大村能章の資料に関してということで、この3つの課題についてお尋ねをいたします。

質問の第1は、公文書管理条例についてであります。公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書管理条例を制定すべきではないかという点であります。

法律の正式な名称で言えば、「公文書等の管理に関する法律」、これを略して公文書管理法といますが、この公文書管理法が2009年、平成21年6月24日に制定され、

同年7月1日に公表されました。個人情報保護法、あるいは情報公開法と並んで、いわゆる情報三法と言われる法律であります。この法律では、第1条の目的として、公文書等が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものとし、行政が適性かつ効率的に運営されること、現在及び将来の国民に説明する責務を果たすことを定めております。

そして、文書の作成、整理、保存、廃棄、公文書館への移管といった公文書の初めから終わりまでのライフサイクル、そして歴史公文書の保存、利用等について定めております。

ここで、私が注目をしたいのは、第4条で意思決定をするに当たっての文書作成義務を明記をし、これによって経緯も含めた意思決定過程の合理的検証が後年可能となるということでもあります。

また、法の第34条では、地方公共団体の文書管理として、「地方公共団体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と定めております。公文書管理法制定前に、2001年、平成13年の宇土市をはじめ、ニセコ町、大阪市が公文書管理条例を制定しておりますが、公文書管理法制定後、この法律を踏まえた公文書管理条例が全国で制定されております。

近くでは島根県、鳥取県、香川県、高松市、そして防府市と姉妹都市提携をしている安芸高田市などが上げられます。防府市でも、公文書管理法の趣旨にのっとり、公文書管理条例を制定すべきではないかと考えておりますが、市執行部の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内の公文書管理法、正式には「公文書等の管理に関する法律」でございますが、平成23年4月1日に施行されたものでございます。これを受けまして、議員御案内のとおり、公文書管理条例を制定する地方自治体も増えているようですが、全国的にはまだ少数にとどまっているようでございます。県内におきましては、山口県も防府市以外の他の12市も、具体的に制定への動きを示してはいないようでございます。

現在の本市の公文書の管理につきましては、防府市文書取扱規程に基づき行っておりますが、この規程は、内容におきまして、また条文といたしましても、やや古い時代のものがそのまま残っている面はございます。さらに、市民ニーズの増大、権限移譲などにより、市が行う事務事業の量が増加の傾向にあることに伴い、公文書の量も増加してきてお

ります。

そのため、公文書管理業務の負担が全庁的にも大きくなっているとともに、公文書の保存スペースも非常に厳しい状況となっております。

このように、本市の公文書管理は、現在、さまざまな問題を抱えておりますので、まずは現行の公文書管理の問題点のより詳細な把握や解決に向けての検討を行うことが急務であると考えております。具体的に申しますと、文書の起案、作成、編集、保存などの各段階における取り扱いの根本的な見直しや、電磁的文書についての考え方の検討が必要となっております。

これらの具体的な見直しや検討に当たりましては、公文書管理法から平成23年4月に各省庁がそれぞれ決定しました行政文書管理規則までに至る国の公文書管理のさまざまな規定や、それらの趣旨というものを研究することが参考になるのではないかと考えられます。

議員御指摘の公文書が国民共有の知的資源であるという公文書管理法の基本的理念や文書作成義務につきましては、今申し上げた具体的な見直しや検討の中で研究してまいりたいと考えております。

また、公文書管理法に規定されている歴史公文書につきましては、本市におきましては、文書管理上、明確な位置づけが与えられておりませんが、将来的にはその適切な管理が必要となると思われまますので、これも公文書管理法などの研究の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、申し上げましたように、まずは本市の公文書管理の見直しや公文書管理法の研究などを行ってまいり、それらの結果がまとまりましたら、その段階で公文書管理条例の制定について検討したいと考えております。

以上、答弁いたしました。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今ある公文書の規程を見直すというところから始めて、公文書管理法の研究などもしながら、今後に対処していきたいというような御答弁だったと思います。

それで、大ざっぱなことをお話ししますと、いわゆる情報法という中で、情報公開条例というものが全国的には最初にできて、続いて個人情報保護条例というものができて、そして今は公文書管理条例というものがつくられているというのが日本の流れであります。

国においてもほぼこれに似たような形ではあったと思いますが、国においては個人情報保護の法律のほうが先行していたやに思いますが、実は世界的に見ると、むしろ公文書管理法というようなものが古いというような国々もたくさんあって、それは公文書というも

のが国民だとか、あるいは市民の財産だと、こういう考え方が根強くあるわけです。

これまでは、公文書というものは役所の内部のものであったと、役所の内部というものではなくてきているわけですね。それは情報公開ということで、そういうものを市民が請求して見るという時代が変わってきているわけです。

したがいまして、公文書というものの扱いもそういう形で見直されるべきだろうということが、今回、私がこの問題を取り上げたという趣旨でありますので、そういったことをぜひ意見として申し上げますので、御理解いただきたいと思います。

それから、確かに県内では山口県、そして県内の各市町で、公文書管理条例をつくっておるところはありません。ただ、隣の島根県、あるいは鳥取県では、既に県がこういうものをつくりましたので、これは鳥取県、島根県の自治体はそれに追随するところが出てくるだろうと思います。

それから、広島でも、防府市と姉妹都市提携しております安芸高田市が、これは全国的にかなり早い形で条例制定しましたので、広島県内でもそういうものが広まってくると思います。

それから、先ほど公文書館というような最終的なものを、歴史的な公文書もひっくめて保管する公文書館というものが必要になってくるわけではありますが、公文書館を全国で一番最初につくったのは実は山口県であります。

山口県が全国で初めて公文書館を山口県文書館という形で、県立図書館内に今ありますけれども、全国で初めて公文書館をつくったというようなこともあるわけありますので、そういうこともぜひ今後内部で検討いただいて、公文書館としては安芸高田市は安芸高田市の博物館を公文書館という形でしておりますが、私はむしろ山口県に倣って、公文書館は図書館が適切じゃないかと思います。

さまざまな本をデータベース化するというような、そういうことが非常にできますし、スペース的にも余裕があるし、今、図書館にはかなり行政文書、各種の計画だとか行政文書、議会の会議録ももちろんありますが、そういったものがありますので、その延長線上でされればいいと。

今後、研究されるということでもありますので、ぜひその辺を研究していただきたいということだけ申し上げて、この問題を取り上げるのは初めてでありますので、以上のような意見なり要望なりを申し上げて、この項は終わりたいと思います。

それで、質問の第2は個人情報保護にかかわる問題についてであります。

この問題は、社会情勢の変化とともに、以前に制定された条例等が個人情報保護の視点から時代おくれとなっており、見直しが必要ではないか、こういう問題であります。

2つのことを一般質問で取り上げさせていただきますが、1つ目に、「防府市自転車等の放置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例」について取り上げます。

この条例は、1994年、平成6年12月に制定され、公共の場所における自転車、原動機付自転車の放置防止と鉄道高架下の駐車場等について定めているものであります。この条例では、自転車の所有者に自分の住所・氏名を書くことを努力義務として規定をし、さらに自転車の小売業者にも自転車販売の際には購入者に住所・氏名を書くことを勧めることを努力義務として規定しています。

この条例が制定されて既に19年たちましたが、最近では住所・氏名を書くことの抵抗感を多くの方が持たれており、また現実に名前、住所を書かない自転車を多く見るようになってきています。また、単身で生活する女性などは、防犯上、むしろ名前、住所を書かないほうが安全ではないかとさえ思われます。

このような現状の反映であるのか、小売業者の方も最近では書くことの是非をお客に聞くように、変化をしてくれているのではないかと私は感じております。

この条例において、自転車の防犯登録を自転車の所有者と小売業者に義務づけをしております以上、さらに住所・氏名を書くことまで市が市民に努力義務を課すことは不要と思われれます。また、市の担当課も、現実に住所・氏名の明記を市民に啓発しているようにも思われません。

このことを議員の中で話しても、そういうことが防府市の条例にあるのかという方がかなりおられます。既に、この条文はその意味を失っているように思われれます。

したがって、このような条例は見直すべきと考えますが、いかがお考えでしょうか、市執行部の御見解をお伺いいたします。

2つ目に、防府市職員服務規程について取り上げさせていただきます。

この規程では、職員の本籍、家族の状況、趣味、嗜好まで届け出を求めています。これについても見直しが必要ではないかと考え、以下、具体的にお尋ねをしたいと思います。

防府市職員服務規程の第4条は身上調書等とされていますが、その第1項では、新たに採用された者に対して身上調書の提出を求め、その様式が示されています。この様式は、平成12年、2000年に全面改正していますが、この様式を見ると、本籍の都道府県を書き、家族の状況の欄で家族の氏名、間柄、生年月日を書くようになっております。また、このほか、趣味、嗜好の記載欄が設けられています。

第4条の第2項は、昭和62年、1987年に一部改正された条文ですが、この項では職員が氏名、本籍、住所、または学歴、免許、資格等が変わった場合に届け出を義

務づけしております。氏名、住所や学歴、免許、資格等については、職務に関連するものとして、あるいは基本的なものとして理解できますが、本籍の変更を届けるように求めるのはどうも理解ができません。

就職選考の際の社会的差別の問題は、以前から大きな社会的問題となり、1999年、平成11年に追加された職業安定法第5条の4は求職者等の個人情報の取り扱いについて規定し、平成11年、1999年、労働省告示第141号で、その具体的指針を定めています。

その指針に沿って、統一的な応募様式やJIS規格（日本工業規格）の履歴書では、本籍、家族の欄は既になくなっております。民間とは異なり、公務員の採用選考の際に、職業安定法第5条の規定は適用されませんし、また採用後ではありますが、本籍、家族構成、趣味、嗜好の記載を求めるのはいささか問題があると感じます。いかがでしょうか。

県内各市ホームページの例規集を見る限り、服務規程で本籍の変更による届け出を求めているのは、周南市、山口市、防府市の3つの市だけであります。あとの市はこのようなことを求めておりません。家族状況の届け出を求めているのは、長門市と防府市の2市だけであります。ほかの市は、このような規程で家族の状況まで提出するように求めておりません。

服務規程第4条第1項の様式は15年ほど前、第2項の条文は25年以上前のものであり、既に時代おくれのものとして見直しが必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 生活環境部でございます。私からは、1問目の「防府市自転車等の放置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例」の見直しが必要ではないのかとの御質問にお答えさせていただきます。

駅周辺における放置自転車が全国的に社会問題化いたしましたのは昭和50年代でございまして、内閣府の実態調査によりますと、昭和56年のピーク時には全国ではその数およそ100万台に達し、極めて深刻な状況でございました。

この対策といたしまして、同年5月、国におきましては、「自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律」を施行し、さらに平成6年6月には、目的に「駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止」を追加するなどの改正を行いまして、現在の「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」が施行されたものでございます。

本市におきまして、この法律に基づきまして、平成7年4月に「防府市自転車等の放



置の防止並びに自転車等駐車場設置及び管理条例」を施行し、放置自転車対策に取り組んでおりまして、自転車の管理に関しましては、盗難防止を目的とした自転車の防犯登録の義務化をはじめ、自転車の所有者には自己の住所及び氏名を明記するよう、また自転車の販売店には購入者に住所・氏名を明記することを勧めるよう、お願いしているところでございます。

このことは、自己の自転車に住所・氏名を明記し、自転車の管理に一層の自覚と責任を持っていただくことにより、自転車放置の未然防止を図ることが目的でありまして、仮に放置された場合でも所有者への連絡を容易にするという効果もございます。

また、自転車販売店の組合でございます山口県自転車軽自動車商協同組合防府支部では、児童・生徒や高齢者の方々が自転車乗車中に交通事故に遭った場合など、身元が判明することにより、迅速に御家族の方に御連絡することができるという利点もあることから、住所・氏名が記載されたステッカーの無料サービスを実施されているようでもございます。

しかしながら、条例施行から20年近くが経過し、この間、社会状況の変化とともに倫理観や価値観も多様化しておりまして、自転車に住所・氏名を明記すること、つまり特定の個人を識別されることに対する市民の意識も変化していると思われまます。

このようなことから、住所及び氏名の明記につきましては努力義務としているものではございますが、条例制定時の経緯等もございまして、自転車販売店の皆様からの御意見や、さらに同様の規定がございまして県内他都市等の状況等も参考にいたしまして、その対応策につきまして、今後、検討してまいりたいと存じますので、御理解のほどお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 2点目の防府市職員服務規程で届け出が規定されている職員の本籍、家族状況等の履歴事項についてでございますけれども、議員、御質問にございましたとおり、本市では採用された職員に対して、防府市職員服務規程第4条第1項の規定によりまして、身上調書の提出を義務づけしております。

身上調書には、氏名、本籍、住所、学歴、免許、趣味、嗜好等、それから特技について記載することとなっております。これは職員を任用するに当たり、人事管理上必要な職員の個人情報を得るためということで提出をさせておるものでございまして、個人情報保護条例とか、採用に当たって問題になります職業安定法第5条の4の趣旨に触れるものではないというふうには思っております。

まず、本籍地、都道府県の記載につきましては、内閣法制局、あるいは総務省の見解と

して、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または地方公共団体の意思の形成の参画に携わる者については日本国籍を有しない者を任用することはできない、これは見解でございますが、そうされていることから、そのことを確認するために必要であるというふうに考えております。

それから、家族の状況につきましては、職員に関して家族に連絡をとることが必要な場合、それから家族に関する特別休暇とか、あるいは慶弔の確認を行うためにも、必要な情報であるというふうに思っております。その他の項目につきましても、人事管理上必要な情報であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 自転車のほうについては、今後、研究するというところで、自転車販売店さんが、今、一種のサービスというような形でそういうことをされておりますので、それをやめろという趣旨の一般質問ではありません。行政として、それは自転車所有者の判断に任せるべき問題であると、したがって行政としてそれを特別に勧めるべきではないということの考え方であります。

2週間ぐらい前になりますが、ちょうど市役所の3号館、4号館の間に自転車置き場、市民の方と、それから職員の方だろうと思います。職員の名前がわかる人の自転車もありました。そこを見る限り、名前が書いてあるのは4割ですね。現状として、既に。当然、職員の方で自転車に乗ってこられる方も、名前が書いていない方がそれぐらいあるということでもあります。

担当課は、つまりこの問題について熱心に取り組んでこなかったということの一つのあかしだろうとも思いますが、その必要性を担当課も感じられていないということだろうと思います。

ただ、名前が書いてあれば、それはそれで便利なこともあります。自転車が何台もあれば、自分の自転車がどれかというのを見きわめるときに、それを見ればはっきりわかるわけですから、それとあともう一つは防犯登録が、これはどの議員であったか、ちょっと正確に覚えておりませんが、自転車の防犯登録について執行部が答弁されたことがあります。

そのときに、防犯登録はほぼ100%であると。防犯登録100%であれば、その自転車が誰のものかということはこれは当然防犯登録上わかるということでもありますので、そんなことは必要ではなくなってくるだろうと思いますので、ぜひ今後、前向きに検討いただきたいと思います。

わからないのが職員服務規程の問題ですが、国籍の条項を確認するという事で、それは国籍条項というものが公務員の採用の際にはあるわけで、採用の際に本籍を確認すれば、それで済む問題だと思うんですね。

例えば、女性と男性が結婚をされて、そうなれば女性の今までの戸籍に新しくつくるか、男性のところに新しくつくるか、あるいは別の第3の場所、これはどこに本籍もつくるのが今のあれで可能であって、一番そういった変わった場所というのか、つくられておる本籍というのは皇居の中だそうですが、その住所が一番珍しい多い戸籍地ということで、何かいろいろ見ると、時々、本などに書いてありますし、それから中には野球が好きな人は、あるいは甲子園球児という人たちが甲子園球場の場所を本籍地にしていると、こういうこともあるわけですが、そういう形で本籍を例えば山口県から広島県、あるいは広島県から山口県に変えることをわざわざ届けてもらう意味はどこにあるのか、ちょっとよくわからないんですけれども、今、県しか聞かないわけですよ。結婚だとか、そういうようなことで、広島県の方が山口県に本籍が変わったと、これをどうして届けなければならぬんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 場所が変わったことを知りたいがゆえに、届け出てもらおうということではないというふうに思っております。これは国籍情報ですから、日本国籍であればどこでもいいんですけれども、基本的には届け出たことの変更というものを届け出てほしいということでございます。

これは全般に言えることですが、確かに職員採用に当たって、いろいろな家族構成であるとか、思想信条であるとかということは、これは当然求めてはいけないことであって、それは当然やっておりますけれども、採用した職員の使用責任というものは行政にあるというふうに思っております。行政にかかわらず、民間企業でもそうだと思います。そのための必要最低限の情報をいただくということは、これは必要なことだというふうに思っております。

申請をしていただいて、書いてあることについて変更があったときに変更を届けていただくということは、これも特に細かいなぜ知らなくてはいけないのかという理由ではなくて、必要なことであるというふうに思っております。

ちょっと極端な例で申しわけないんですが、これは極端なので、余りこんなことを言ったら変なんですけど、結婚して国籍が変わるということもあり得るというふうに認識しております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 条例だとか規定だとか、そういうものはそういう極端な例も考えて対処しないと、抜け穴みたいなことができて困ると思いますので、そういう極端な例も考えるということはやぶさかではないんですが、そうであれば、広島県から山口県に変わったとか、あるいは甲子園球場のあるところへ変わったとか、あるいは皇居なり東京都へ変わったということを職員に求める必要はないのであって、国籍を失ったときとかいうふうに定めればいいわけですよ。国籍条項ということと言われるのであれば。

それで、県内の10の市は、こんなものを求めているわけですね。古臭いものがそのまま残っている防府市と周南市と山口市だけがこれを求めているわけですから、この辺についてはぜひ考え直していただきたいというのと、それといわゆる現業職の職員の方については、いわゆるそういう公権力ということとは違うということでもありますので、そうであれば現業職の人については本籍は求めなくてもいいということになると思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 先ほど言いました国籍条項に関しては、議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、市の職員として同じ扱いをするということで、これにつきましても同じ形で報告をしていただくというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） この質問で余り細かく議論するつもりはなかったんですが、市の御答弁が非常にかたくなといいますか、頑迷といいますか、時代おくれといいますか、そういった答弁が返ってきて、県内の要するに13市中10市がやめている問題を防府市はこだわってやっているということで質問させていただきました。

時間ばかりかかりますので、問題点だけ以上指摘させていただいて、次のほうに移りますが、それでは家族の問題ですが、今、特別休暇とか慶弔とかということをおっしゃいましたが、特別休暇でいくと、いとこだとか、そこまで特別休暇が認められておるんですが、ということはいとこまで書かないといけないということになるわけでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） そこまでは求めておりません。どこまで書かせるかというのはあるとは思いますが、さすがにそこまでの記述までは求めておりません。確かに、議員がおっしゃるのは矛盾があるんじゃないかとおっしゃりたいと思うんですが、事件、事故、あるいは緊急連絡をとる必要がある場合、家族構成というのはお伺いしておくべきであると、これは使用者としてそう思います。

また、極端な例を申し上げますが、よく事故とかで記者会見をするときに、家族は知り

ませんという話にはならないと思うんですよ。行政としては、やはり最低限、そのあたりは情報としては得ていたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） だから、特別休暇のために、身上調書が要するというわけではないんですよね。それで、要するに昔からこういうことをやっているから、それをそのまま続けているということなわけです。だから、例えば緊急の連絡先ということであれば、パスポートなんかは例えば緊急の連絡先というのが書いてあります。緊急の連絡先はどこどこですと、第1と第2と2つ書くようになっておりました、たしか。そういうような形であればいいわけです、緊急の連絡先はどこですかと。

今の身上調書を出していただいたって、緊急の連絡先の電話番号を書くような欄はないわけですよね。あるいは、緊急の連絡をとりたい、携帯電話の番号を書くようなものはないわけですよね。あるのは、父、母、そういう家族の住所はもちろんあれですから、氏名だとか年齢だとか書くようなことであって、これが緊急の連絡先に使えるのかどうかということも疑問になるんですが、緊急の連絡先ということでもってそれで使えるんですか、今の身上調書が。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 例として申し上げていると思います。幾つかの理由のうちの1つとして申し上げた、一番大きな理由は、先ほどから2回申し上げましたけれども、使用者としてその職員の家族がどうなっているかも知らないと、連絡先は確かに電話番号を聞けばわかりますし、連絡網というのをつくりますので、別途連絡先というのは用意できますけれども、連絡した相手が誰であるかわからないまま電話するわけにもいかないわけです。

これは、人を使っている人としては、基本的には最低、どういう形であるかわかりませんが、情報は得ておられるというふうに私は認識しております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そういうことで、必要なものを実は必要な形できちっとむしろ集めることのほうが必要だろうと思うんですね。こういうような何か抽象的な古いパターンですということが、むしろ実際には役に立たないのではないかと、そういうことを申し上げておきたいと思っております。

先ほども最初に言いましたように、県内でこういう形を出して求めているのは防府市と長門市の2つだけであります。山口市は、例えば新しく採用された職員に、履歴書を出し

なさいというふうには書いてありません。履歴書であれば、当然今の J I S 規格のものが使われますので、そうなればそこには家族欄がないわけですから、今の J I S 規格の履歴書は、そういうものまで調べないということになると思います。

それで、ちょっといささか古い本ですけども、約 20 年前に出た、行政から出しております市町村の実務と課題というような本があります。全部で 25 冊あるんですけども、例えば財政課だとか、住民課だとか、児童福祉課だとか、市役所の各課の業務について簡単に解説しておる本であります。

この中で、防府市とちょっと課の名前が違いますが、人事課というものがあります。人事課というものを見ると、例えば採用されたときに、人事管理のための書類ということで、宣誓書だとか、誓約書だとか、身元保証書だとか、住民票記載事項証明書だとか、こういうものが人事管理のための書類で必要だろうと。あるいは、給与支給のための書類ということ、あるいは共済福利厚生関係の書類ということで、こんなものが必要だと、こんなふうに書いたりしております。

しかし、そういった身上調書というようなものを出すような、こういう書き方にはなっておりません。そして、職員の記録管理ということで、多分人事管理カードというようなものが、あるいは人事ファイルというものがつくられておりますけども、その中でもそういうものが必要になってくるというような書き方はしておりません。

これについては、自治大学校地方行政研究会というところが監修をして、いわゆる自治大学校ですから、そういった全国の地方自治の職員さんが研修するようなところですが、そしてこのものは西宮市の人事事務研究会ということで、西宮市の人事課の職員さん、あるいは職員課の職員さん、それから人事部長だとか、そういう人が書かれた本であります。20 年前の本でもそういうことが出てこないということだけ申し上げて、非常に頑迷固陋といいますか、かたくなな防府市政、そういうことでやっぱり変わっていかねばならないと思いますが、この件についての質問を終わります。

最後になりますが、質問の第 3 は大村能章の資料についてであります。

大村能章は、1893 年、明治 26 年に防府市多々良に生まれ、1962 年、昭和 37 年に亡くなられ、戦前に古賀政男等とともに歌謡四天王と称された歌謡作曲家で、その代表作には「旅笠道中」、「野崎小唄」、「明治一代女」、「麦と兵隊」などがあります。現在、アスピラート 1 階の大村能章の部屋で、その業績について展示がされ、また作曲された 1,000 曲をヘッドフォンで聞くことが可能になっています。

しかし、展示物のほかに御遺族から防府市に 3 回にわたって寄贈された貴重なレコードや楽譜等については、アスピラートの倉庫に収蔵されたままになっています。2 回目まで

の八千数百点に及ぶ遺品については、大村能章顕彰会によって、2010年、平成22年にデータベース化され、大村能章先生遺品収蔵目録が「大村能章記念館」という名前で冊子及びCDとして刊行され、3回目として、2011年、平成23年に寄贈されたものは現在整理中と聞いております。

データベース化された立派な遺品収蔵目録はできたのでありますけれども、貴重な資料は倉庫に収蔵されたままであり、顕彰会の方が時々、必要に応じて使われることがあるというのが現在の姿ではないかと思えます。

そこで、具体的な質問に入りますが、これらの貴重な資料は十分な空調設備のない倉庫に置いたままにするのではなく、空調設備のある図書館や文化財郷土資料館で保存するか、あるいはアスピラートの倉庫に空調設備を設置するか、きちんとした施設で保管すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問ですが、貴重なこれらの資料を、今後、保管、収蔵するのがふさわしい施設で、先ほどアスピラート、図書館、文化財郷土資料館を1つの例として挙げましたが、こうした施設で展示するなど有効に活用すべきと思いますが、この点についてもいかがお考えでしょうか。

また、既にデータベース化されているレコード、楽譜の目録データは、これら施設のいずれかのホームページで公開し、情報発信すべきものと思いますが、いかがお考えでしょうか。

情報発信をすれば、これを見た相手の求めに応じて、楽譜の閲覧、複写、あるいはレコードの試聴などのサービスが必要となってくると思いますが、全国的に情報発信できる貴重な音楽資料をこのままお蔵入りにしておくのはもったいないことでもあります。

いずれにしても、アスピラートの倉庫に収蔵されたままの大村能章の資料について、このままにすべきではないと思います。今後、いかがされるのか、御見解をお伺いいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） 御質問にお答えをいたします。

大村能章先生は、中山晋平、古賀政男、江口夜詩らとともに、我が国歌謡界の四天王の一人として知られております。御紹介のありましたように、「野崎小唄」や「麦と兵隊」など、数多くの名曲を生む一方で、歌謡界に三味線を取り入れて、和洋合奏の新しいスタイルをつくり出し、昭和の歌謡界にその名を残された偉大な作曲家として、郷土の誇りとなる方でございます。

市内には、先生の貴重な遺品を展示しているアスピラートの「大村能章の部屋」のほか

に、防府市公会堂の前庭には胸像が置かれており、生誕地に近い多々良の佐波神社には「野崎小唄」を刻んだ顕彰歌碑もございます。

また、先生の功績を顕彰し、後世に伝えていくため、有志で結成された「大村能章顕彰会」が中心になりまして、春には佐波神社周辺で「二輪のサクラ祭」、秋には今年で23回を迎えます「能章まつり」が開催されておりまして、顕彰活動は市内、県内外まで広がっているところでございます。

大村能章先生の御遺族から御寄贈いただいた楽譜やレコード等の膨大な数に上る資料につきましては、郷土の誇りとなる偉大な作曲家の遺品でございまして、大変貴重なものでございます。こうした資料を大切に保管し、また生かして、先生の偉業を後世に伝えていくことは、私どもにとって大きな責任と考えております。

現在、資料の中でも主だったものにつきましては、地域交流センターアスピラートの1階、大村能章先生の部屋に展示・公開いたしておるところでございまして、そのほかのレコードや楽譜等につきましては、同じフロアの一面にあります倉庫に保管しております。

これは、御寄贈いただいた資料が散逸しないよう、1つの場所に保管することが望ましいとの考えが働いたものと考えておりますが、御案内のとおり、倉庫内で棚に整理はして保管はしているものの、空調設備等が整っておらず、保管場所として決して好ましいとは言えません。

資料の保管に当たりましては、空調設備の整った図書館や文化財郷土資料館での保管・管理も考えられるところではございますが、それぞれの施設には今十分なスペースを確保することが難しいと考えております。また、分散しての管理は極力控えたいと考えているところでございます。

したがって、現在、「大村能章の部屋」があるアスピラートでの保管環境と展示方法の改善を検討してまいりたいと存じます。

次に、「大村能章顕彰会」の御尽力により発刊されました先生の遺品収蔵目録「大村能章記念館」にまとめられたレコード、楽譜等の目録データの活用についてでございますが、現在、この本は防府図書館に2冊所蔵しております。閲覧は可能となっておりますが、目録データのホームページでの公開に当たりましては、著作権や公開方法、また公開後の閲覧や複写、視聴などへの対応等の課題もありますので、少しお時間をいただきたいと思いますと考えております。

いずれにいたしましても、大村能章先生の偉大な功績に鑑み、また御遺族の御意思を尊重し、資料を多くの皆様に公開するために、「大村能章顕彰会」等の御協力をいただきながら、関係部局とも調整の上、できることから取り組んでまいりたいと考えております。



御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 時間がありませんので、要望だけ述べて終わります。

目録データのホームページの公開は、ぜひ情報発信できるものですし、著作権の問題もクリアできると思いますので、お願いしたいと思います。

私もアスピラートでの保管が最善と思いますが、今のところはスプリンクラーがあるようなところで、しかもいわゆる本当の打ちっ放しの倉庫です。こういうところにずっと置きっ放しでいいのかということがあります。

それで、やはり新しい最近のものは、スプリンクラーではなくて、不活性ガスで消火設備という形になって、ルルサスの図書館はそういう形になっております。アスピラートの2階のイベントホールもスプリンクラーなので、これもやはりきちっとした美術品は借りてこられないという状況でありますので、アスピラートもことしで丸16年になりますので、そういった設備更新もあわせて検討する中で、この倉庫についても考えていただきたいということだけ要望して終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、19番、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、12番、重川議員。

〔12番 重川 恭年君 登壇〕

○12番（重川 恭年君） 会派「絆」の重川でございます。本日は、市の将来像に対する市当局の考え方と、2つ目に学校教育、その中で施設充実についての質問をいたしたいと存じます。執行部の皆様方におかれましては、誠意ある御回答のほどよろしく願いたします。

今、我が防府市では、将来にわたって持続的に発展していく地域社会を構築するために、さまざまな分野にわたって施策を展開されてきております。私たちは、今、生活しております生活環境の保全から始めて、治山、治水、防災、防犯、医療や福祉、学校教育をはじめ社会教育、さらには文化、芸術、スポーツの振興、産業における1次、2次、3次産業、昨今では6次産業も言われておりまして、行政の役割、その範囲は物すごく広く拡大しているわけで、現在はその幅も広がり、かつ細分化されてきております。

そのような中であって、最小単位の基礎自治体である防府市も、他の自治体におくれをとることなく発展を遂げていかなければなりません。そのためには、市民と行政、そして議会も含め、一致協力、協働が必要であります。とりわけ、行政の果たす役割は大きいも

のがあると認識いたしております。

少し防府市の歴史をひもといてみますと、防府市は古代古墳時代から、県内県央における重要な役割を担ってきた土地柄でございます。7世紀には律令国家体制の整備が進み、周防の国をおさめるための役所、国府が置かれ、政治・文化の中心地として栄えてきております。8世紀に国分寺が建立され、10世紀に防府天満宮が創建され、周防の国の一大中心地として、商業の発展をも見てきております。

12世紀には阿弥陀寺の建立がなされ、戦国時代、天下分け目の戦いと言われた関ヶ原の合戦の後、藩主毛利氏により、防府では大規模な干拓事業が行われ、かつて名をはせた三田尻塩田も開発されてきました。

また、天満宮を中心とした宮市方面は商業活動の町として、三田尻側では毛利水軍の拠点としての港町として発展してきておりました。

明治時代に入り、三田尻、宮市地区の中間点を山陽本線が東西に走るようになり、ほぼ現在の市街地が形成されていったという経緯がございます。

大正時代に入って、毛利氏本邸がこの地に完成し、昭和の時代に入り、現在の協和キリンや、かつてのカネボウの二大工場が操業を開始し、宮市の商業、三田尻の港、そして工業、生産業としての防府市となってきておりました。

昭和34年には、国の重要港湾として、三田尻、中関港が位置づけもされております。そして、その翌年の昭和35年に、かつての三田尻塩田が廃止され、39年に国から周南工業整備特別地域の指定を受け、その後、現在の臨海部工業地帯を形成し、57年に大規模大型自動車組立工場が操業開始、平成の時代に入り、防府駅付近連続立体交差事業が完成し、北の宮市側と南の三田尻、中関方面との市街地一体化が進んで、見違えると言ってよいかわかりませんが、現在の街並みが形成されてきたわけでございます。

るる過去の歴史を述べてきましたが、今に至るその街並み形成までの過程でも、全て住民、市民はもとより、行政が大きな役割、主導役を担っております。そこで、行政を動かす最高責任者の役割は、非常に重要であると言わざるを得ません。

ここでお尋ねですが、防府市における最高責任者である松浦市長は、1年前に、5選に向け、今回、施政方針の中でも述べておられますけれども、立候補表明をされております。今すぐ目の前に4期目の任期、16年間を終えられようとしております。この4期16年間、防府市の行政トップとして、十分に行政、役所の中身もごらんになられ、多くの市民の声、要望もお聞きになられ、まちづくりに邁進されておいでになったわけではありますが、そこで種々、御自身でもお考え、あるいは思うところ、多々あることと存じます。

そういう中で、ややファジーな質問になるかもしれませんが、今、この防府市での一番

の重要課題は何であるかと認識されておいでになられるのか。さらには将来における課題をどのように認識されておられるかについて、お答えいただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

お話のございましたとおり、本市は古くから政治や文化の中心地として栄えたまちでございまして、多くの歴史的・文化的遺産を有しております。さらに、本市が豊かな自然にも恵まれ、なおかつ今日、県内有数の産業都市として発展を遂げておりますのも、先人の並々ならぬ御努力、御尽力のたまものであると感じるものでございます。

御承知のとおり、我が国では人口減少社会の到来と少子高齢化の進行が現実のものとなり、また経済活動をはじめとする各分野におきましては、急速にグローバル化が進展するなど、目まぐるしいスピードで変化する社会環境となっております。

その中で、本市が人もまちも元気あふれる活力あるまち、これからも住みたいと思っただけの魅力あるまちを築いていくためには、社会環境の変化に的確に対応しながら、環境や医療、福祉、教育、産業など、各分野の施策を着実に進めていくことが重要であると存じております。

本市におきましては、平成23年3月の「第四次防府市総合計画まちづくりプラン2020」を策定し、目指すまちの姿として、都市将来像を「人・まち元気 誇り高き文化産業都市 防府」と定め、この都市像を実現するために、まちづくりの大綱を掲げておるところでございます。

本市が有します人的・物的資源を最大限に活用し、市民満足度の向上やふるさとを愛する心の醸成、地域経済の活性化を通じ、市民の皆様にとりまして誇りと愛着が感じられる防府市らしいまちづくりを実現することにより、この将来都市像が達成されるものと考えております。

私は、常々、「安心で美しいふるさと」の実現を申し上げているところでございますが、「安全で美しいふるさと防府市」は、市民の皆様の御希望であるとともに、行政にとっても永遠の課題であると考えておりまして、その実現を図るための最重要施策として、環境、教育、観光、子育て支援、高齢者福祉、活性化、通称6Kと申しておりますが、それに加え防災への取り組みを推進するため、新年度予算においても重点的な配分をいたしているところでございます。

また、さまざまな社会経済の変化の中で、多様化する市民ニーズや行政課題に対応していくためには、安定した行財政基盤を継続することが重要でございます。これまでも大

な成果を上げ、防府市発展の礎とも言える各種事業の達成をなさしめた、その源は行財政改革を行ったことよっての確たる財政基盤でございます、そうした意味におきましても、これからも引き続き行財政改革を推進していく必要を感じているところでございます。

地方の基礎自治体を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くと予想されますが、「第四次防府市総合計画」を着実に推進し、豊かな自然や歴史、文化を大切にしながら、人もまちも元気にあふれた、魅力と活力のある防府市として、市制施行100周年を迎えることができますよう、市民や議会の皆様の御協力をいただき、皆様が誇りと愛着を持っていただける、「安全で美しいふるさと防府市」を築いてまいりたいと存じております。

さて、今日における最重要課題は何であるかというお尋ねであったかと思えます。行政の各分野、さまざまな重要課題があるわけでございます。申し上げましたように、環境、観光を含めた6K及び防災は、どの項目をとりましても重要な課題であると思っております。

とりわけ最重要課題、さまざまなものを解決していくゆえんのものには豊かな財政力であり、それを生み出す源と言えものは不断の改革であろうと、そのように私なりに感じておりました、このことこそが最も重要な課題であろうと、このように思っているところでございます。

以下、足らないところがありましたら、また順次御答弁させていただきたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ただいま市長のほうから丁寧なお答えがいただけたわけでございますが、6Kプラス防災で美しいまちを目指すということでございますが、これは「まちづくりプラン2020」にも記載されております各分野、ジャンルにおいて、重要なことだというふうに認識しております。

その中で、私があえて質問した最重要課題ということは、今、市長のお言葉の中から財政力という言葉が出てまいりましたが、財政力も最重要課題、「も」じゃなしに、財政力が最重要課題というふうに市長は認識されているわけでございます。

そこで、私自身は、最重要課題は、市長も壇上でおっしゃったとおり、全国的に人口減少社会に移行するこの時代にあって、山口県でも同様な傾向が見られるわけでございます。その中でも防府が元気になるということ、これのバロメーターは、まず人口減を食いとめる、あるいは強いて言うなら人口増加対策ではないかと思えます。これが一番各都市どうか、地域を見るバロメーターは、人口減を食いとめ、人口増を図るというようなことではないかと思っております。

そのためには、最初の答弁にありましたように、医療、福祉の充実、教育、子育てから、

道路、住宅、公園等のインフラ整備、観光振興等々、ほかの自治体にはない先進的なサービスの提供が必要ではないかというふうに思っているわけです。

何をおいても、働く場の確保がなされなければならないというふうに思っておりますが、働く場がない限り、人はこの地を離れていってしまいます。つまり、人口減少につながるわけですが、人口増対策をどのように施策に反映されていこうというふうなおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ただいま議員が御指摘になりましたように、やはりこのまちに住む人が減ってしまうということは大変なことでございまして、このことは江戸時代もそれ以前も施策において、それぞれの方々が大変な御苦勞をされたところでございます。米沢藩の再興に尽力された上杉鷹山にしても、あるいは最近では二宮尊徳にしても、全ての方々は人口減少、その民が安寧に暮らしていけるためにはいかにすべきかということで、災害に対する備えによって田畑を守るとか、さまざまなそのときそのときの英知を振り絞られてきたわけでございます。

おっしゃるとおりでございまして、私も市長に就任いたしました平成10年の折には、皆様も御存じと思いますが、非常に劣悪な火葬場、これは一体どういうことかというような思いを私はずっと抱いていたわけですが、これを立ち上げてきちっとしたものにしていくとか、あるいは防災の拠点とも言える消防署をいち早く非常に移動しやすい場所に、消防も救急も直ちに出勤しやすい場所に、最新鋭の機器を備えて設置をしていくことによって、市民生活の安定、環境の保全というものにも力を入れてきたわけでありまして、次代を担う子どもたちを育て育むためにも、まちなかの図書館を利用しやすいような図書館にしていくべきであるというようなことで、図書館を駅前に備えることもできましたし、またスポーツの拠点とも言えるソルトアリーナも12万都市には本当にもったいないというか、すばらし過ぎると言われる方もあるところでございますが、思い切って立派なものもつくらせてもいただいていたところでもございます。

これらは、全てそのまちに住んでみたい、これからも住み続けたいと思っていただけるような施策でありまして、そのようなことをしっかり積み重ねていくことによって、人口減少の社会を食いとめていく、本市の現在の状況というものは統計的な数字よりもいい状況に私はあると思っております。

平成32年には、恐らくきっと11万3,000人ぐらいになるのではないかとされるような統計数値が出ておるわけですが、私は決してそこまで落ち込むことはあり得ないと、このようにさえ最近では強く思っておりますし、それらもこれらもさまざま

な重要施策を分け隔てなく、いろんなどころに極力平等に幅広く展開をしてきたからこそ、そういう状況にもなっているのではないかと、このように思っておりますし、これからさらなることとなれば、防府市が所有しておる空き地はそんなにございませんけども、その有効活用、どのような形で有効に活用していくか、それから他企業が所有されておられます広大な土地を、これをどのように新規の企業に入り込んでいただくか、その努力の成果もそう遠くない将来にお話を申し上げることも可能ではないかとさえ現実思っているところでございまして、さまざまな努力が積み重なっていく中において、人口減少に歯どめをかけていくことができると、このように感じている次第でございします。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、答弁のございました、いろんな施設をつくってききましたよと、そしてそのことは生活環境の充実、市民サービスの向上につながって行って、市長が26年度の施政方針で述べておられる、「学ぶなら防府、働くなら防府、住むなら防府」ということになるんだろうと思います。

そして、先ほどおっしゃった財政の充実、これもいろんな、私は数値を調べてみました。それも施政方針の中に書いてあります実質公債費比率、それから将来負担比率、これは抜群の数字でございします。書いてあるとおりでございします。

そして、そのほかにも自主財源比率、交付税依存比率、財政力指数、財政調整基金の残高等も、県内13市では本当にいい数字を示しているわけでもございしますけれども、26年度の予算、これを13市、比較してみますと、県内唯一、防府市がマイナスの予算になっているわけですね。ほかは全部プラス予算。

それは焼却場の新設等、特殊要因等があったことは承知しておりますけれども、財政状況のよい防府市がもっと、まだまだ市民サービスを提供して、住みよい環境で人が集まってくる、いろんな面で、観光の面にしても、それから公園整備、道路の状況でも、そういう施策をやっていただきたいというふうに思っているんです。

私どもも、道路の側溝を直してください、あるいは地域からいろんな小さい要望が出てきますが、予算がないということで、なかなか小さいところをやらしてもらえない実情があるんですが、これだけいい財政状況、いろんな統計数値を見ますといいんですよ、確かに。それがどうしてそういうことになるのかをお尋ねしたい。

それから、産業事業所誘致にしても、私は以前に質問したときに、先行投資はなかなか難しいという話がありました。それは企業団地造成のことですけれども、その辺についてももしっかりやらしてもらいたい。私にとってはいろいろ疑問があるわけでもございしますが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 御指摘は全てごもっともであると、私は思っております。議員が市の課長、部長として、敏腕を振るわれていた時分に、平成13年に私どもは行政改革を市民の御理解を得てさせていただいてまいりました。きょう、私はデータの表とかは持ってきておりませんが、すぐにでもお見せできるんでございますけれども、目を見張るほど、平成13年の行革以降、本市の財政は上向いてまいりまして、おかげをもってさまざまな事業を積極的に展開をしていくことができた、このように感じているところでございます。

今の企業に御進出をいただくための用地を市でもって確保すべきではないかという御高説も、議員以外の方々、ほかの議員からも随分いただいているところでございますが、これに手を打っていくと、今度は当てのない形で、お客様が来られるのを待つというような形になる。その間、今度は利子を払っていかなくてはならなくなるという、極めて不安定な環境下に市政をさらさしてしまうと。

今の山口市さんや宇部市さんが、まさに利子払いできゅうきゅうとされて、言葉は適切でないかもわかりませんが、額面割れの投げ売りのような形でその土地を売らざるを得ない、そういう形にさえなっていることを考えますと、その道へは軽々に踏み入れていくわけにはまいらないと思っておりますし、私の場合は、そういうかじ取りを、今までの16年で私なりのかじ取りをさせていただきました。

それをさらに継続して、よりよいものにしていく決意を固めたからこそ、昨年5月に早々と出馬表明を私にしたところでございまして、最近、いろんところで多選批判というような言葉が言われておりますが、私は無投票で当選したこともございませぬし、それに近いような選挙をしたこともございませぬし、今回もぎりぎりまで出るか出ないかを明らかにしないで、急に言ったわけでもございませぬ。

昨年5月に、満天下にはっきりと、次なる1年後も出させていただきますよということも申し上げておりますので、どうぞ多選だと思われる向きの方々はもっと早目に準備をしっかりとなさって、1年あったわけでございますので、政策をもって市民にお訴えをしていく、そして政策をもって市民にどちらの人にこれからの4年間を委ねるかを選択していただける、そういうような形の私は市長選挙でなくてはならないのではないかと、このようにも考えているところでございます。

満点とは言えないかもわかりませんが、それなりに御評価をいただけるのでありますれば、それなりにお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 行財政改革で財政状況が非常によくなったと、こういうようなお話でございました。しかし、役所機構の、国も含めて、予算は会社経営に例えるのか、あるいは家庭に例えるのかによって、とり方が相当違ってくると思うんですね。

家計では、私の家計もそうですが、なかなか投資というものはできません。ある収入の中でやっていくと、こういうことでしょうか、会社経営となると、これはちょっと意味合いが変わってきて、先行投資、設備投資をしなければ次の展開ができない、他者におくれをとる、こういうことになろうかと思うので、役所機構というのはその辺を兼ね備えていかなければならないというふうに思っております。

先ほど市長、山口、宇部の例を出されましたが、かつて投資したからこそ、今、かなりの企業がどんどん出てきているわけですね。防府市ではキャパがないという実情になっているわけですので、市民サービスもあわせて、そういう先行投資も必要じゃないかというふうに私は思っております。

それから、行財政改革で、市長がおっしゃいました役所の職員もかなり減らしましたよと、それは数百人規模減っております。しかし、職員は大変忙しくなっている。役所は最高責任者、市長でございますけれども、その指揮命令に従って動く役所という機構は指令塔になるわけです。頭脳でございます。市民のいわば頭脳、指令塔であると思うんですね。

ですから、武田節じゃございませんけれども、人は石垣、人は城と言います。その辺のことも踏まえて、また行財政改革も、特に中期財政計画も見せてもらっておりますけれども、この数字も非常にいい、そういう中でこれからやってもらいたいというふうに思っているわけでございます。

ただ、私は、県内13市の中で、今回、防府だけがマイナス予算である、財政状況は非常によいのにはマイナス予算、そういうことが気になりました。

それから、市長に対する最後の質問でございますけれども、この16年間で御自身がお考えになって一番の実績、評価は何であったのか、それから一番の積み残し課題は何であったと考えておられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） お答えさせていただきます前に、先行投資のお話も頂戴したところでございます。このことについても、頭の中にはいろいろとあるわけでございますが、まずは現実のさまざまな面の対応ができなくなるようなことになってはならないと、こういうことの中での私の選んだ道でございます。企業の誘致活動についてはいささかも不自由なく、万全を期してやっておりますので、近々、発表の段階が来るのではないかとさ



え思っておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、一番力を入れてきたのは何かと、16年間、これは市民の皆様方の御理解を得て、市民の皆様方に御迷惑をかけることなく進めてきた行財政改革であります。これがあればこそ、その後の10本にも20本にも、挙げる気持ちはございませんが、お調べいただければわかりますが、さまざまな事業をやれてきたと、このように思っております。

それから、今後、また4年間に私がみずからに言い聞かせることは、聖域なき行財政改革を必ずやり遂げていかななくてはならないと、それをもって、先ほども申し上げましたとおり、市制100年の礎を築くことができると、このように私なりに考えている次第でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 今、聖域なき行財政改革をこれからも続けていきたいという答弁でございました。聖域なき行財政改革には、先ほど言いました職員を減らすばかりでなしに、市民サービス、あるいは生活環境の充実をすることこそが、市民が住みやすい、集まってくる防府市になるだろうというふうに思っております。

それで、ちょっと私は正月に読んだ本の中で、これはどなたに御披露しても名前は御存じであると思っております。ミステリー小説家で、ほとんど毎週、サスペンスドラマでやっている作家でございますが、これが「汚れちまった道」というのを書いていらっしゃいます。

その中で、防府市がこういう、浅見探偵というのが出てくるんですが、ちょっと読んでみますと、「浅見は防府のことをほとんど知らなかったんだが、周辺の誰に聞いても知識の程度は似たようなものだ。防府市がどこにあるかどころか、市の名前そのものも知らないという回答も少なくなかった。それが一般人の常識というものらしい。山口県防府市は、県の瀬戸内海側の中央部、佐波川の流域に広がった県下最大の平野部にある。その名が示すように、江戸期までは周防の国の国府が置かれて」云々と書いてありまして、市の勢いは衰退の一途をたどることになると。それは、結局、高速交通網から外れてしまった。あるいは、宮公庁はほとんどが山口市に移転するし、企業誘致もままならない。市民相手の商業施設も郊外にできたといったところが、防府市の現状だと。

まだ、ほかにもずっとあるんですけれども、これが「汚れちまった道」ということで、防府、萩、長門、美祢、宇部をつなぐ、名探偵浅見が走るということで書いてあるんですが、そういうことにならない都市になるように願っております、この項を終わります。

○議長（行重 延昭君） ここで、昼食のため、1時15分まで休憩といたします。

午後0時 6分 休憩

午後 1 時 1 3 分 開議

○議長（行重 延昭君） それでは、おそろいになりましたので、休憩を閉じて会議を再開いたします。

1 2 番、重川議員の質問を続行します。重川議員、どうぞ。

○1 2 番（重川 恭年君） それでは、2 点目の質問でございますが、公立学校の施設整備についてのお尋ねをいたしたいと存じます。

市、あるいは市教委では、昨年からですか、「学問のまち防府」のスローガンを掲げられて、諸施策に取り組んでおられます。また、その中の 1 項目めに、学力の向上、体力の向上を目指し、学校が地域、家庭、関係機関、団体と連携していくことが大切であるとも言っておられます。そして、学力、体力を培う場の 1 つである学校の環境整備に努めるとも言っておられます。

このことは、まさにさきの議会の教育厚生委員会所管事務調査における表題にもうたってあったと思いますが、知・徳・体のバランスのとれた教育活動、地域ぐるみの教育の推進にも相通じることと存じます。

そこで、これから御質問させていただきますが、まず最初に、学校施設の設置基準はどのような根拠に基づいて、どのように決められているのか、そしてそれらの校舎や運動場等の面積、あるいは施設等についてはどのようになっているのかをまずお尋ねし、またその中の武道場の設置についてでございますが、本市と県内各市における中学校武道場の設置状況と充足率についてどのようになっているのかということ、それから一昨年から導入された武道必修化に伴う武道場の設置は必要と考えますが、市教委の御見解をお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 杉山 一茂君 登壇〕

○教育長（杉山 一茂君） 議員の御質問にお答えいたします。

まず、公立学校の学校施設の設置基準についてでございますが、文部科学省による小学校、中学校、それぞれの学校設置基準において、学校には校舎及び運動場のほか体育館を備えるものとする定められており、校舎及び運動場につきましては各学校の児童・生徒数に応じて最低限の面積の基準が定められておりますが、学校敷地全体の面積の基準や、プール、武道場といった施設の設置基準はございません。

学校施設の設置状況のうち、武道場設置の状況でございますが、本市においては中学校 1 1 校のうち桑山中学校、佐波中学校の 2 校に武道場を設置しており、充足率は約 1 8 % という状況でございます。

なお、県内各市では、公立中学校 142 校のうち 61 校に武道場が設置されており、充足率は約 43% となっております。

御承知のとおり、新学習指導要領の改訂により、中学校の第 1 学年、第 2 学年の保健体育の教科において武道が必修となり、平成 24 年度から全面的に実施しております。

学校への武道場の設置についてでございますが、本市の中学校におきましては、野島中学校 1 校が剣道を、その他の 10 校が柔道を選択し、年間 10 時間程度の授業を行っております。武道の授業実施に当たり、本市では、まず剣道を実施する学校には剣道用具一式を、柔道を実施する学校には柔道畳及び安全対策としての滑りどめマットや寄せ枠、柔道着などを用意するなど、用具の対応を行ってまいりました。

また、指導者への対応といたしましては、安全面や技術面の指導力向上に向けた研修会を開催し、武道の指導者としての資質を高める取り組みを行ってきたところでございます。

武道の授業が始まって約 2 年が経過しますが、学校においても秋から冬の一定期間に授業実施期間を集中し、準備などに要する時間や労力を軽減するなど、武道場が設置されていない学校におきましても、円滑な武道の授業が行われているところでございます。

教育委員会といたしましては、現状では武道の授業が円滑に行われていることから、各中学校における生徒のけがや事故防止に万全を期す体制を一層充実させ、安全で充実した武道の授業が実施できるよう支援してまいります。

なお、学校施設につきましては、耐震化を最優先課題として重点的に実施しておりますので、武道場の設置は、当面の間、難しい状況ではございますが、武道場を設置することにより、武道の授業や部活動がより活性化されることも期待できますので、今後、学校の教育環境を整備する中で、検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 12 番、重川議員。

○12 番（重川 恭年君） 今、るる教育長のほうから御答弁いただきましたので、再質問に入らせていただきます。

まず、武道を部活動に取り入れている中学校の状況、11 校中、剣道が 1 校で、柔道が 10 校というお答えがあったわけでございます。それで、今、全体の設置基準はわかりました。生徒数に応じて、校舎とか運動場の面積が定められていると。その中で、プールとか武道場というものは基準に定められていないということでございましたが、武道必修化が取り入れられるもとなったのは、どういう理由からこれを取り入れるようになったかということについて、お尋ねしたいと思います。

また、スポーツと武道の違いについてどう思っておられるのか。さらに、武道授業を実

施して2年が経過したが、その思い、感想、この辺をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） まず、武道必修化が取り入れられるもとなった理由についてでございますが、今回の学習指導要領改訂に伴いまして、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する視点から、多くの領域の学習を十分に体験させ、そうした上で、それらをもとにみずからがさらに探求したい運動を選択できるよう、今まで選択であった武道が改めて必修となりました。

また、なぜ武道かということですが、武道の学習を通しまして、我が国固有の文化と伝統により一層触れることができるよう、そうしたものが武道が必修化ということになり、武道の導入ということになりました。

次に、スポーツと武道の違いについてということですが、今も申しましたが、スポーツは運動の楽しさや喜びを味わったり、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する、そうしたために必要な基礎を培ったり、健康保持増進、そうしたものやさらに体力向上、そうしたものに大変有効であるということからスポーツがあるわけですが、武道においてもやはりスポーツと共通する部分が多くありますが、先ほど申しましたが、学習指導要領に示されていますように、伝統的な考え方を理解して、礼儀や相手を尊重する気持ちを大切にすることが武道の指導に当たっては大切であると考えられて、そうしたものが取り入れられているということでございます。

最後ですが、2年間、武道の授業をやってきた経過しての感想ですが、これまで各学校ともに大きな事故やけがもなく、安全面に配慮した指導が実施できておりまして、またこれまでの指導の中で武道の精神や基本動作を学習することによりまして、学習指導要領に示されております伝統的な考え方を理解して、礼儀や相手を尊重する気持ちを大切にす、そうしたこともできていると考えております。

今後も、安全面に配慮し、充実した武道授業が継続されるよう、学校をさらに支援してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） ありがとうございます。

最後の質問になると思いますが、今、教育長のほうからスポーツライフの充実、それからこの教育が今度は成果になったということは、日本の文化・伝統を継承するため、あるいは礼儀、お互いを尊重するため、徳を養う目的で取り入れられたというふうに私は理解いたします。

それで、今、安全のお話も出てきましたが、武道教育を安全かつ円滑に実施するためには、武道場の整備が必要であると思っております。これの整備促進を図ること、整備する場合、国が2分の1を補助するという事は御存じでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育部長。

○教育部長（原田 知昭君） お答えいたします。

中学校における武道の必修化に伴い、武道場の新築については、国において武道場整備促進のための補助制度を充実させていただいていることは承知しております。

ただ、先ほど教育長のほうが述べましたように、武道必修化に向けた施設、用具などの条件整備を検討した中で、屋内運動場での既存の施設を有効活用した武道授業を進めるということで、武道必修化を進めておるところでございます。

したがいまして、武道場の新設は現在行っておりませんが、将来的には検討していかざるを得ないものと考えております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 12番、重川議員。

○12番（重川 恭年君） 武道必修化に伴う国の2分の1の補助制度、これは承知しておるといってございませぬ。

そこで、耐震化が先、あるいは現在ある屋内体育館、これを有効活用して、当面進めたいということでございますけれども、午前中の質問でも私は言いましたけれども、防府市は財政がいいと、しかしそれは私は市民サービスに充てたり、市民のために有効活用すべきだというふうに思っております。ためるばかりではいけないというふうに思っております。

武道場の整備状況を見ましても、県内で13市ある中で下から3番目という下位ということ、11位でございます。部活には非常に、成果のほうではそういう体育館を有効活用することで済むと思いますが、スポーツ少年団、小学生で各地域にある小学校区で剣道をやっている、それが中学校に入ったら、部活で多くの支障があるというふうに言われております。

そういうことで、ぜひこれを早期に充実していただきたいということを要望いたしまして、私の2番目の質問を終わります。

以上で終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、12番、重川議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） 次は、10番、三原議員。

〔10番 三原 昭治君 登壇〕

○10番（三原 昭治君） 会派「絆」の三原昭治です。通告に従いまして、「山頭火ふるさと館建設計画」について質問いたします。

さて、市では、「山頭火ふるさと館」の建設計画を予定していますが、市議会が議会基本条例に基づき、昨年11月に市内15連合自治会単位で開催いたしました議会報告会では、全地域で、開催会場で「山頭火ふるさと館」の建設計画についての質問や意見、疑問などが多く出されました。この内容につきましては、まとめて執行部のほうに出されていると思います。

その質問とか疑問の中からですが、「山頭火ふるさと館」に対していろんな御意見や疑問、指摘がございましたが、関心を持たれてのお話なのか、そうでないのか、議会報告会の参加市民の大半がその内容、経緯などについて周知されていないことがわかりました。

また、議会報告会に参加していないその他の市民の方々においても、同様に周知度が低く、いろいろと初歩的な質問をお受けしております。

そこで、まずは市が予定している現時点での「山頭火ふるさと館建設計画」、規模、内容、建設費、運営管理費等についての考えをお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） お答えいたします。

種田山頭火は、日本を代表する自由律俳句の俳人として、小学校や中学校の教科書にも掲載されるなど、今や全国の子どもから大人まで多くの人々に知られるようになりまして、また山頭火が詠んだ句は多くの人に愛され、親しまれておりますことは、既に皆様よく御存じのとおりでございます。

そのような偉大な俳人である種田山頭火は防府市に生まれた人でありまして、この山頭火を顕彰する「山頭火ふるさと館」の整備につきましては、平成22年1月に基本理念や基本的な機能などについて取りまとめた、「（仮称）山頭火ふるさと館基本構想報告書」が策定されたところでございます。私も、既に平成18年の選挙において、「山頭火ふるさと館」の建設の構想を述べさせてもいただいております。

その後、議員の皆様とも協議を重ね、「山頭火ふるさと館基本計画」を取りまとめ、昨年7月に松崎公民館において地元の方々に説明会を開催し、その具体的な内容などにつきましてお話をさせていただいたところでございます。

こうした中、「山頭火ふるさと館」の施設計画につきましては、建物の延べ床面積を約700平米とし、建設などの事業費は約4億円、開館後の管理運営費は概算といたしまし

て年間約2,400万円を見込んでいるところでございます。

さて、御質問の「山頭火ふるさと館」の規模や内容、建設費などにつきましては、来年度予定しております基本設計で具体的に決定してまいりたいと考えておりました、基本設計を行っていく過程におきまして皆様とも協議し、あわせて市民の皆様にも御説明させていただきたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それでは、市民から議会報告会の中でありました質問、またいろいろ意見、また指摘について、再質問させていただきます。

今、一連の簡単な経緯を御答弁いただきましたが、たしか以前、2団体だったと思うんですが、2団体から建設に当たっての要望があったということをお記憶しておりますが、どの団体だったのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 山頭火ふるさと会がまず1つございます。あとは地元の有志の御要望だったというふうに記憶しております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 山頭火ふるさと会と防府商工会議所というように私は記憶しております。

この件につきましては、商工会議所の方と以前お話をしたことがあるんですが、土地の位置につきまして議会といろいろ議論がありました。その際のお話でございますけど、商工会議所は商工会議所サイドと申しますか、商工業の振興という観点から、できるだけまちの中、商店街の中にといい願ひ、そして我々は山頭火だけに特化したものを望んでいるのではなく、まずは山頭火という形で要望いたしましたということでございますので、お伝えしておきます。

それでは、次の質問に入ります。

議会報告会で質問がかなりあった部分について、少しずつ取り上げていきたいと思いますが、たくさんあった中の1つとしまして、現在、アスピラートの中にある「山頭火の部屋」についての質問も随分ありました。それは、既に山頭火の顕彰のためのコーナーが公金を使った場所で開設されているが、なぜ既存施設ではいけないのか、また巨額な税金を使って、なぜ別の場所に建設するのかという質問でございました。それに従いまして、なぜいけないのかというこの点について、具体的にお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） アスピラートにあります「山頭火の部屋」というのは、山頭火が防府の出身であって、いろいろな業績があるということで、お知らせをするといひますか、知っていただくという形で、あそこに設けられたというふうに思っております。

ただ、あくまで句の展示であるとか、あるいは足跡の展示であるとかという、非常に狭い範囲での展示ということで、内容も御存じのように余りかわりばえもしない、ずっと同じようなものが出ているというような形でございました。

山頭火を顕彰するにはやはり手狭であるということ、それから山頭火についていろいろ知っていただくためには、もっときちんとした施設できちんとした説明をつけられる、あるいは検証ができる、研究ができるという施設にして、広く顕彰し、PRといひますか、お知らせしていくべきであるというふうに考えたところでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 「山頭火の部屋」につきましては、平成24年にも私は一般質問でさせていただきました。中身が少し違うかなという点もございましたが、それは文言の違いかなという気もいたします。

そこで、まずこの点につきまして、大変疑問に思われる方が多うございますので、改めてまたこの点について、今から質問をさせていただきます。

先ほど、余りかわりばえのないという御答弁がございましたが、平成10年に開設され、今日までどのような運営、また運営努力をされてきたのか、もっと精査してみろという声もかなりありました。そこで、そのままをお尋ねいたします。今日までどのような運営、運営努力をされてきたのか、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 資料につきましては、山頭火ふるさと会の御協力をいただきまして、今ある資料の、あるいはそれに関する展示ということで、随時、可能なものについては入れかえという形で展示をしてまいりました。それから、あの施設の中には句の検索システムもございまして、これが今片方は破れておりますけれども、そういうふうなものをもって、来られた方に検索をしていただけるといふシステムをとっております。

ただ、あの施設のPRといひましようか、ここにこういう施設があつて、ぜひ見てくださいというPRにつきましては、これは若干欠けていたというふうに思っております。

運営等につきましては、そういう状況でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） PRですが、若干欠けていたと、今、部長が答弁されましたが、前回の答弁では残念ながら今までしてこなかったというのが現状ですということで、



若干どころじゃなくて、してこなかったという言葉でありました。全くされていないというのが現状ではないかと思えます。

そして、お尋ねになる市民の方は、まず一般論として考えられるのが、今、申しましたPR、ホームページを使ったPRやあらゆる手法を使ったPRを行うのはしごく当然ではないかと。また、資料展示においても、定期的な入れかえや企画展、特別展などの催しでの誘客は当たり前のことではないか、どのようなPR、企画展、特別展を行ってきたのかとの質問も多くありました。

今、前段で部長がちょっとお答えになりましたが、具体的に、これはなぜ言われるのかといいますと、やはり皆さんの血税によってここが開設されているわけでございます。それをかわりばえのないような状態にされていたということですが、企画展とか特別展などの資料展示、本物はございませんでしょうけど、どのように入れかえされてきたか、それが全くされなかったか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 細かくは私は正直申しまして存じませんが、山頭火ふるさと会のほうで若干の入れかえをしていただいていたというふうに認識をいたしております。

ただ、先ほど申しましたように、この施設がここにあって、こういうものですよというふうなPR、あるいは企画展というのは、さきの国体の折に御提案いただきまして、その折にやったのが恐らく企画展としては、企画展と言えるのかどうかわかりませんが、大型のPRとしては唯一であろうというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 国体のときにだから平成23年ですか、議会の提案で企画展というのをされたということですが、このときの状況はいかがでしたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） ちょっと資料があれなんですけど、あのときの数字自体がちょっと今資料が見当たらないんですけど、平成23年度が約600人、それから平成24年度も600人、25年度が440人程度ということで、たしかちょっと私の記憶が定かじゃないんですけど、国体前はもっと半分ぐらいの数字、あったような記憶がしております。ちょっとすみません、正確な数字を今ちょっと、資料があるとは思いますが、出てまいりません。申しわけございません。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 国体の話はまた後でしますが、今おっしゃいました600人、600人、440人というのは、一体何の数ですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 資料が参りました。国体のときは、国体21日間で1,175人という来訪者がございました。失礼いたしました。

今申し上げました600人というのは、年度間を通して、国体以降、来場者のカウントをいたしまして、23年度が600人、24年度が600人、25年度が440人、端数はございますけれども、という来館者の実績でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） カウントと、これは年間の数字ですか、今言われたのは年間の数字ですね。どのような形式でカウントされましたか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 国体期間は、職員が交代で案内のために張りついておりました。それから、今申し上げたカウントは、来館者御自身に調査書にシールを張っていただくという形で、ですから実数はもっと多いのかなという気もいたしますけれども、シールを張られた方がこの数ということでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 先ほどから、顕彰会の山頭火ふるさと会という名称も出てまいりました。山頭火ふるさと会の皆さんに、当初から管理運営をお願いし、お任せしておけば、私はもっと有効な活用施設となり、改めて4億円の巨額な建設費を投じなくても考えたわけでございますが、ふるさと会の方々との連携と申しますか、運営をお願いする等々はどうかであったでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） それは過去のことでございますか、現在、アスピラートに関してですか。私、申しわけございません、そこを詳しくは存じません。あの施設をつくったときに、資料等の入れかえ、あるいは維持につきまして、山頭火ふるさと会のほうにお願いをしたというふうに聞いております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 前回の質問の中で、たしか総務部長さんであったかな、答弁がありまして、協力体制について、管理運営をお願いしたが、協力が得られなかったという答弁がありますが、協力は得られなかったということですか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 大変申しわけございません。私は、その経緯というのは存じません。協力がいただけなかったということはないと思っております。何か、議会答弁

ですので、私の推測では申し上げられませんので、一応存じません。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 議会の議事録から、今、ここに写して書いておるわけでございます。また、確認してみてください。

それと、先ほど国体の時期に、議会の提案で企画展を初めてやったと。13年間で初めて行って、21日間で1,175人の来場者があったということで、これも過去に初めてのこと、過去の実数から言えば最高であったと思うんですが、それまでは全くほとんど手つかずの状態であって、そして初めて企画展をやって、こういう実績があった。多分、国体に来られた方々にもかなり行かれた方もいらっしゃると思うんですが、その後、この数字をもとに、24年、25年、どのようなことをされてきたか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 特に、こういう企画的なことはやっておりません。来られた方に句をプリントしてお渡しするとか、そういうふうな細かいサービスは、これは職員がおったわけではなくて、置いておただけでございますけれども、そういうことはやっておりますけれども、特に山頭火に関する企画というのはやっていないというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） これほど、今、山頭火と言われる中で、せっかく企画展をちょっとやってみれば1,175の方が来られたという、先ほどカウントされた数字の倍近くの方が来られたというのに、24年、25年は何もしなかったということが私には不思議でなりません。どういうお考えなのかというのもよくわかりません。

やはり市民の税金でつくられた建物でございます。施設でございます。場所がいいとか悪いとかと、そういう問題より、活用の努力もしなかったというのが私は現実ではないかと思えます。大変この話に市民の方も御説明を私はさせていただきましたが、理不尽な話だと憤慨する方もいらっしゃいました。

さて、先ほど概算で運営管理費が2,400万円という数字を出されておりますが、その中身を、内訳を教えてくださいませんか。

○総務部長（吉川 祐司君） ちょっと時間をいただけますか。

○議長（行重 延昭君） 暫時休憩します。

午後1時52分 休憩

---

午後1時53分 開議

○議長（行重 延昭君） 休憩を閉じて会議を再開します。

総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 失礼いたしました。

人件費の想定が約1,300万円、それから光熱水費が約400万円、それから企画・イベント等の費用が300万円、それから施設の保守点検、清掃等300万円、これは概算でございますけれども、合計で2,400万円というぐらいを想定しております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 等とつくと、いろいろありますので、ただ、今言われた分だけ単純に、入場収入というのが以前言われていたと思うんですが、それは入れていないわけですね。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今、年間経費がこのぐらいということで、入場収入は約1,000万円を想定しております。それで、支出が今申し上げました2,400万円、差し引きで1,400万円前後の委託料といいますか、そういうふうな経費が実数として必要になってくるというふうに想定をいたしております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それで、議会報告会の中で、一応私たちは今お聞きした点につきまして、入場収入が約1,000万円見込まれていますというお答えは一応お聞きしておるので、かわってさせていただきましたが、その点について、これもかなり具体的に質問を受けたんですが、私はようお答えしませんでした。具体的に何の根拠をもって1,000万円を見込んでいるのかということをお尋ねされる方が多うございました。それは、私はようお答えできませんということでございましたので、概算ではございましょうけど、概算であってもやはり根拠があつての概算だと思いますので、その内容を具体的に説明してください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） これは、この施設は有料施設ということになります。今、有料の部分と無料の部分があるんですけれども、一応これ以前から申し上げておりますが、入館者5万人を想定いたしまして、これも条例事項でございますので、そのときに条例で決めるようになると思います。入館料200円と想定いたしまして、5万人の200円で1,000万円という概算をしております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 先ほど23年、24年、25年、600、600、400幾

つか、それと国体が1, 100何ぼということでございますけど、5万人というのはどこからその数字が出てきたのか、その根拠を教えてください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） これは、想定でございます。防府天満宮の周辺にあるということで、これは明らかに天満宮に来られた方の一部がおいでになるということ、それから当然のようにいろんな企画展、あるいはそういうふうなイベントを行いますので、それも来場者の増につながるということを見込んでおります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 前回の答弁で、5万人の根拠という点につきまして、全国の類似記念館、文化館で大体2万人から3万人が平均なところというお答えがありました、これは間違いございませんか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） そういうふうにお答えしていると思います。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） お答えしているのは間違いはないんですけど、それでは全国の類似記念館、2万人、3万人と言われる記念館、文化館、どこを指して言われたのか、教えていただきたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 申しわけございません。私は今その資料は持っておりません。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それから、最近、ちょっと気がついたことがあるんですが、これは議会報告会の中でもたくさん出てきている質問でございますが、一般の市民の方々からも私はいろいろ質問を受け、気がついたことなんですが、市民の多くの方々には防府市にはたくさんの資料があると、市有している第1次資料と申しますか、1次資料がたくさんあるから、今の山頭火の部屋では手狭になって、もう入らんから建てるんですかということ聞かれて、私はびっくりをしておるわけでございますが、そう考えるのも間違いではないかなと私は思っておりますが、そこでお尋ねしますが、現在、市が所有している1次資料はどの程度あるのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 1次資料とおっしゃいましたか。1次資料はございません。

1次資料というのは、いわゆる手書きの短冊であったりというものですよね。それはございません。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それでは、全くないということで、またお尋ねになられれば、御質問を受ければ話しておきましょう。

そして、新年度、26年度に約1,100万円幾がしかの備品購入費だったですか、多分資料の収集費だと思いますが、全く1次資料がないということでありましたが、今後、1次資料の収集計画はどのようになっておりますか。

そして、新年度の1,000万円幾がしかの予算を計上された、資料の当てがあつてのことだと思うんですが、どのような資料を購入されるということになっているか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、1次資料の収集計画でございます。1次資料というのはあるにこしたことはなくて、当然たくさん欲しいとは担当としては思っておりますが、山頭火に限らないんですけれども、山頭火が書いた短冊があることが「山頭火ふるさと館」のメインの事柄ではないというふうには思っております。

1次資料はもちろんあるにこしたことはございませんし、収集もしたいということで予算は計上させていただいておるんですけれども、なかなかあり場は幾つかわかってはおりますが、手放す方はかなり少ないというのが1点と、それからこれは言い値に買い値でございますので、かなり金額的な折り合いをつけるのが、これは交渉しないとわかりませんけれども、必要であるということ。

それから、真贋の問題がございます。今、山頭火の資料の真贋を判定できる方は、いらっしやらないと言っても言い過ぎではないのではないかなと。ただ、総体的にほぼこれは本物であるという真贋の見きわめではなくて、認定といいますか、その範囲であれば何とかできるのではないかというふうに思っております。

具体的にどこにあるかということはなかなか申し上げにくいんですが、本物をお持ちの方、何名か把握いたしておりまして、今、購入、あるいはお貸しいただけないか、あるいは寄託いただけないかというお話をさせていただいているところでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 本物かにせものか、真贋を見分けることは不可能であると、いらっしやらないということでございますが、それでは例えば新年度一千数百万円の費用を計上されておりますが、これはどのようにして誰が購入に行かれるのか、これはどのよ

うにされますか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 真贋の判定はできないと申しあげましたけれども、これはほぼ本物であろうという認定はできるのではないかと。現在、ちょっと名称が今出てきませんが、そういうふうなことで御協力いただける方にお集まりいただいておりますので、そういう方の御意見を参考に、実際に買うのは市の職員が行って買いますけれども、そういう形で購入をしたいと思っております。

100%本物という確証は、これはございません。ですから、なるべくという表現は適当ではないですね、ほぼ本物であろうというものについて、購入をしていきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） ほぼ本物であろうというものを市民の税金で購入するということになるわけですが、先ほど資料は余りたくさんはということでありましたが、計画としてどのぐらいの点数をこれから市が収集していくのか、またどのぐらいの予算を今計画しているのか、資料収集についてどれほどの予算を計画しているのか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 何点収集という計画は持っておりません。先ほど申しあげましたが、「山頭火ふるさと館」をつくる以上、多ければ多いほうがいいというふうには思っております。

予算につきましても、先ほど言いましたが、これは言い値に買い値の世界でございます。今、幾らを想定していると言いますと、いきなり持っている方の値段がそういう値段になってしまいます。

私の昔ちょっと調べたところによりますと、中也記念館におきましては、中也の実家からいただいたもの以外に、5,000万円相当を当初投入したというふうに聞いております。防府市がどのぐらいの予算を投入できるかわかりませんが、必要なものであれば、必要な予算をまた議会のほうにお諮りして、計上させていただきたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） それと、またこれも以前、24年に質問させていただきましたが、防府市の観光PR、防府市を観光の振興にしていこうということで、多分市長さんの提案だと思うんですが、市内観光バスが運行されております。24年の質問で、観光バ

スに種田山頭火の生誕地、アスピラートは当然私は織り込まれているというふうに思っております。その答えは、入っていないということでございました。

あれから2年、今また春、秋に観光バスが運行されております。全国に知られる山頭火を打って出ようと言われる意気込みの中で、現在というか、24年には入っていないということだったんですが、それ以降はどのように対応されているか、お尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 今年度の今の時点の計画には、入っていないようでございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 今年度には入っていないと。それまでは、24年度に私は御指摘をいたしました。当然、これは私は入れるべきだと。観光バスですから、観光客の方が来られるんだから、観光の振興のためには大いにこれはプラスになる材料だと思っておりましたが、どうしてこれが入っていないのか、その理由をお尋ねします。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） 外したわけではございませんで、年度初めの計画に当たって、ほかの施設を回るという計画を立てたということでございます。

今、御提案いただきまして、そういう考え方もあるかなと思いますので、可能であれば、また検討してみたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 外したわけではなくて、入れなかつただけの話だということですが、可能な限り入れるという言葉が、私はちょっとこれだけ多額な、巨額な税金を費やす事業の施主と申しますか、主催者のようなイメージは受けません。恐らく誰もが受けないのではないかと思います。

とにかかくにも、新しい施設でなければ何もできないというような状況に、私は、今のお話を聞きまして映っております。

次に、「山頭火ふるさと館建設計画」が進む中で、折しも山頭火の生誕130周年に当たる平成24年に、山頭火の長編劇映画の制作発表が行われました。これは市にとってはグッドタイミングという朗報であったと、私は思っております。そして、その映画につきましては、25年、昨年1月にクランクインし、5月に完成、そして昨年7月には全国公開という予定でございました。大変タイムリーだなと思っております。

市長も、同僚の議員の一般質問の答弁の中で、山頭火のふるさと防府を全国にPRする絶好のチャンスと絶賛されており、これこそ千載一遇のチャンスとの発言をされておま



す。

しかし、昨年8月、制作プロデューサーの山本末男さんが記者会見し、制作資金の調達不足のため、平成27年に変更ということで、これが暗礁に乗り上げたというのか、頓挫したというのか、かなり制作費も半分ぐらいに言われていたと思います。せっかく防府で頑張って山頭火を盛り上げようということで来られました。

そこで、お尋ねしますが、千載一遇のチャンスに当たり、市としてどのような支援をされたのか、お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（吉川 祐司君） まず、最初の段階でお話が参りまして、これは先ほど議員もおっしゃっていましたが、いいチャンスであるということで、まずは事務所をどこか借りるところがないかということで、天神ピアの2階に仮の事務所を御用意したということとはございます。

その後、資金集めということで活動していらっしゃるようでございますけれども、あとは今議員がおっしゃったとおりでございます。特にそれ以外の市のほうへの強い御支援のお求めもございませんでしたし、特に何もそれ以外はいたしておりません。

ただ、申し出があれば、いろんな形で協力できるよという気持ちは十分持つておったと思っております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 山本さんとも、私、直接話す機会がありまして、いろいろお尋ねをしました。その前に、これは長門市のみすゞ館のお話でございます。

みすゞ館も、同じく山本さんが映画をつくりたいということで、これは2001年だったと思うんですが、長門市のほうの観光コンベンション協会等を通じて長門市にその旨を告げられ、映画の発表をされました。折しも、これも種田山頭火と同様で、生誕100周年という、平成15年だったですか、ということで、まさしくタイムリーな話だということでした。

そこで、観光コンベンション協会にいろいろお尋ねをいたしました。どのような、市が協力体制、支援体制をされたのかという点についてお尋ねをしたところ、これは当時の松林正俊市長、今はかわっていますけど、松林市長が、みずからが名誉会長となり、行政が主体となって民間にも呼びかけて、一体となって実行委員会を設立されたと。

その後、これも当時、その部署の課長さんであった方ともお話をすることができました。当時のことを何か楽しげに話されておりましたが、どんな協力をされましたかという点に

つきまして、ロケ地や建物の所有者に対して許可などのお願い、また制作協力券の販売、これも徹底して、職員を挙げて販売をされた。そして、あらゆる人的協力を惜しまず行った結果、映画化に結びつきましたと、誇らしげに語っておられました。

その後、映画化が実現した後には、すかさずTBSのほうから、それがきっかけに、テレビドラマ化にしようではないかというオファーがあり、そのドラマ化も実現。さらに、一昨年でしたか、2012年ですか、また新しくTBSのほうでドラマ化をされまして、私も見ましたが、多くの人たちが感銘を受け、そして映画化、ドラマ化が功を博し、観光客も随分増え、入館者も増えてきました。今では、昨年度は約13万人という大変すばらしい数字がありました。これらを機会にできたと言っておられました。

さて、この映画でございます。制作に当たっては、映画鑑賞もできる1枚1,000円の制作協力券を20万枚用意されたということでしたが、しかし、先ほど申しました昨年8月の発表によりますと、1枚1,000円の制作協力券が県内で100枚も満たず、ましてや山頭火の生誕地の防府市ではわずか20枚であったということに、大変肩を落とされておられました。私もそれを聞いて、何か唖然とするような気もいたしました。

山頭火の生誕地で約20万枚、先ほど申しました金子みすゞのときは6万枚、販売実績があるということでした。山頭火の顕彰を強く主張されております市長さん、この現状にどのような受け取り方をされているか、お尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私は何事にも懸命に取り組んでおりまして、物が私の手元に来れば、全力を挙げて販売のお手伝いもいたします。これまでもいろいろな事例がありますが、ここで申し上げることもあれですが、販売総数の半分ぐらいは私一人で販売をするぐらいの勢いを私は常に持っておりますので、その私が記憶にないような状況でございますので、制作発表会というものが天神ピアで行われたときは私も立ち会っておりますけども、それ以降、それらしきアプローチを受けておりません。

したがって、私はそのようなチケットが、あるいは制作協力券なるものが私の手元に1,000枚、2,000枚という単位で届いた記憶がございませんので、何とも御返事のしようがありません。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 制作発表会の時点では、協力券の話もきちんと出ております。そして、発表後に行われました映画山頭火を応援する市民の会にも市長さんは出席され、地元を代表して歓迎と協力の挨拶もされております。全く聞いていないということでした。私は、山本さんからいろいろ話を聞いております。聞いてないということでご

ございますので、聞いていないということでもよろしゅうございます。

先ほど申しました金子みすゞさんの長門市、観光コンベンション協会、また市挙げての協力体制と、余りにも何か聞いていないから何もしていないんだと言われんばかりのお話でございますが、それはそれで大いに結構、（発言する者あり）今、人が質問しているんだから黙ってください。ということでございますので、私はそのように受け取りたいと思います。

現時点での……、（発言する者あり）議長、今質問しているんでしょう。

○議長（行重 延昭君） 後で発言してください。

○10番（三原 昭治君） 現時点での試算では約4億円の建設費、土地購入費を含めると約4億5,000万円、そして年間の維持管理費が2,400万円と、毎年支出、さらには資料収集ということで、大変巨額な市民の税金を投じる事業でございます。

先ほど冒頭にも申しましたが、議会報告会や市民から寄せられる質問や疑問、また指摘などから、「山頭火ふるさと館建設計画」に当たって、市民の周知度、理解、コンセンサスがまだまだ十分得られていないという思いを持ったのは私だけではないと思います。計画に際し、民意はどうであるか、ぜひアンケート、または意向調査を実施していただきたいということを強く要望し、私の質問を終わります。

○市長（松浦 正人君） 先ほどから、三原議員には事業に対していかに反対しているかと、こういうスタンスの中での御質問が展開されていたところではありますが、山本氏との面識は、私は市長室で2度、3度、お会いしておりますし、外でもそういうイベントの折にお会いもいたしております。部長も申しあげましたとおり、市が御協力できる限りのことはお手伝いをさせていただいてまいりました。

私が先ほど聞いていないと申し上げたのは、チケットのことについて聞いていないということでありまして、要するに要請を受けていないということでございます。こういうものができた、ひとつ市長頼むよということで要請を受けていないということでもありますので、くれぐれもお間違いのないように。

また、「山頭火ふるさと館」につきましては、平成18年の選挙におきましても、また22年の選挙におきましても、「山頭火ふるさと館」並びに「うめてらす」というセットで、18年の折には申し上げておりますし、その都度、市民の御理解を頂戴いたして、観光振興の一助に、また郷土の生んだ偉人の顕彰のために、私は公約として取り上げてきております。

そのこともしっかりとあわせ持っていていただいて、このたびの選挙が最もわかりやすい民意の反映の場であるということ肝に銘じていただいた上で御対応をお願い申し上げたい

と、このように思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 10番、三原議員。

○10番（三原 昭治君） 私は、これから先のことも当然ですが、今、質問したのはこれまでのことを質問しました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 以上で、10番、三原議員の質問を終わります。

---

○議長（行重 延昭君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

終了後直ちに、40分から議会運営委員会を第1委員会室で行いますので、関係者はお集まりください。

なお、庁舎内では、けさほど申し上げましたように、2時46分に庁内放送が東日本大震災発生時の時刻に合わせて放送が流れますので、庁舎内におられる議員の皆様も哀悼の意をあらわし、それぞれの場で黙禱をささげていただけたらということをお願いして、本日の会議を終わります。

お疲れでございました。

午後2時24分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年3月11日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 山 田 耕 治

防府市議会議員 重 川 恭 年